

令和8年度予算(案)の概要【参考資料】

I 地域共生社会の実現に係る施策の推進	1
(参考)令和7年度補正予算	24
II 生活保護制度の着実な推進	46
(参考)令和7年度補正予算	53
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	65
(参考)令和7年度補正予算	71
IV 災害時における福祉支援	86
(参考)令和7年度補正予算	92

社会・援護局(社会)

I 地域共生社会の実現に係る 施策の推進

住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和7年4月施行の改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

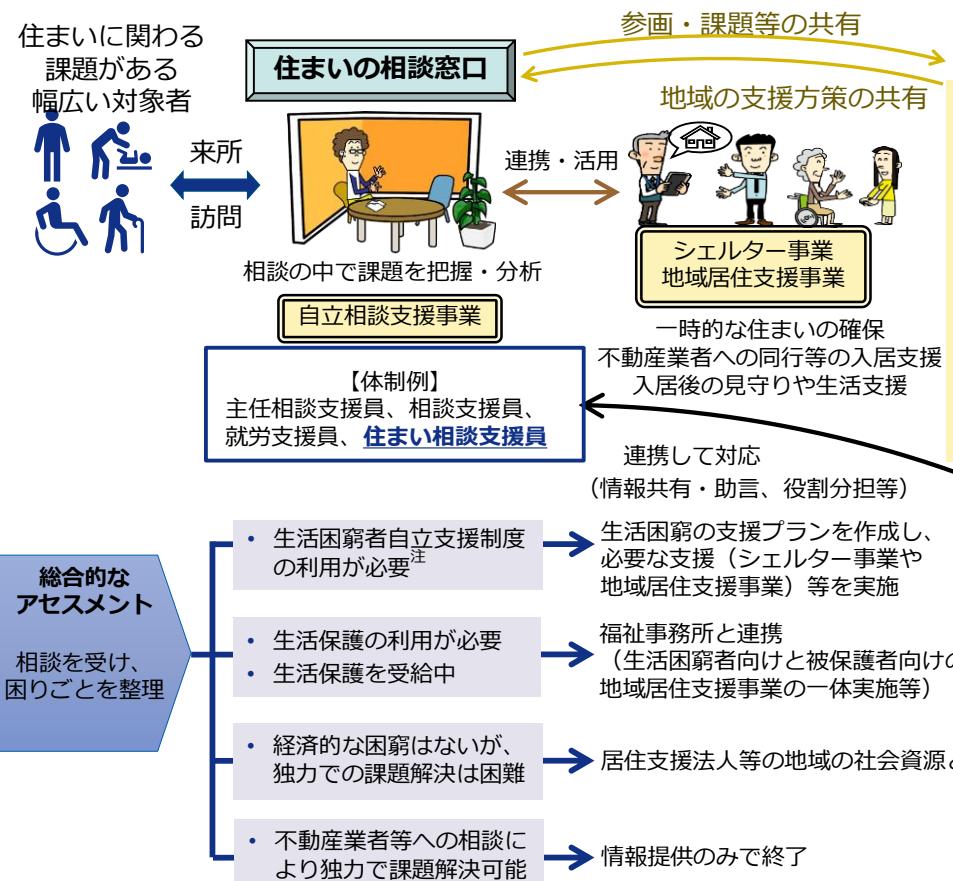
2 事業の概要

- ・住まい相談支援員を配置する自立相談支援機関の拡大に伴う、支援員配置時の加算の拡充

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）
- 負担割合：国 3／4
都道府県・市・区等 1／4

4 事業のイメージ



個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

<活動例>

- ・会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター

等

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数拡大に伴う加算対象自治体の増加への対応を行う。

2 事業の概要・スキーム

- ① 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数が増加することに伴い、プラン作成件数が標準支援件数を超えた場合、基本基準額に一定の額を加算する（支援実績加算）措置の対象自治体の増加への対応

【就労準備支援事業】

- ア 算定基準 … 就労準備支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える
イ 加算額の算定方法

算定方法
超過件数 1 件につき、700千円を基本基準額に加算

【家計改善支援事業】

- ア 算定基準 … 家計相談支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える
イ 加算額の算定方法

算定方法
超過件数 1 件につき、140千円を基本基準額に加算

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体） ○負担割合：国2／3、都道府県・市・区等1／3
○実施自治体数（令和6年度）：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数（762億円の内数）（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額0.6億円・・・P27を参照

1 事業の目的

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、①生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）のあっせんを行う自立相談支援機関において、生活困窮者に対する相談支援の強化を検討すること、②自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促すことが示された。
- これを踏まえ、既存の事業や研修の中で、認定就労訓練事業に関する取組を拡充する。

2 事業概要・イメージ

既存事業の拡充

①自治体・支援員向けコンサルティング実施事業の強化

- ・コンサルティングテーマに「認定就労訓練事業・企業連携」を追加し、自治体や支援員向けの個別支援を強化する。

既存事業の拡充

②研修等における自治体・支援員・事業所向けの取組

- ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会において、「認定就労訓練事業事例分科会」を新規設置
- ・ステップアップ研修にて認定就労訓練事業のマッチング強化の推進研修を実施

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 **827** 億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額：2.3億円（子どもの学習・生活支援の緊急強化事業）・・・P 28を参照

1 事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直しする。

2 事業の概要・スキーム

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- 高校進学支援
- 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成・改善支援
- 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
 - 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
 - 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



(見直し内容)

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）、補助率：国 1／2 都道府県・市・区等 1／2

実施自治体数（令和6年度）：602自治体

福祉事務所未設置町村における一次相談の推進

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自立相談支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体であり、福祉事務所未設置町村における相談支援は都道府県が実施している。
- 一方で、「生活困窮者自立支援制度の実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村においては、包括的な支援体制の整備に当たって、一次的な相談受付の機能を拡充し、断らない相談支援を実現していくという観点が必要である（※）」とされたところであり、福祉事務所未設置町村における一次相談を推進する。

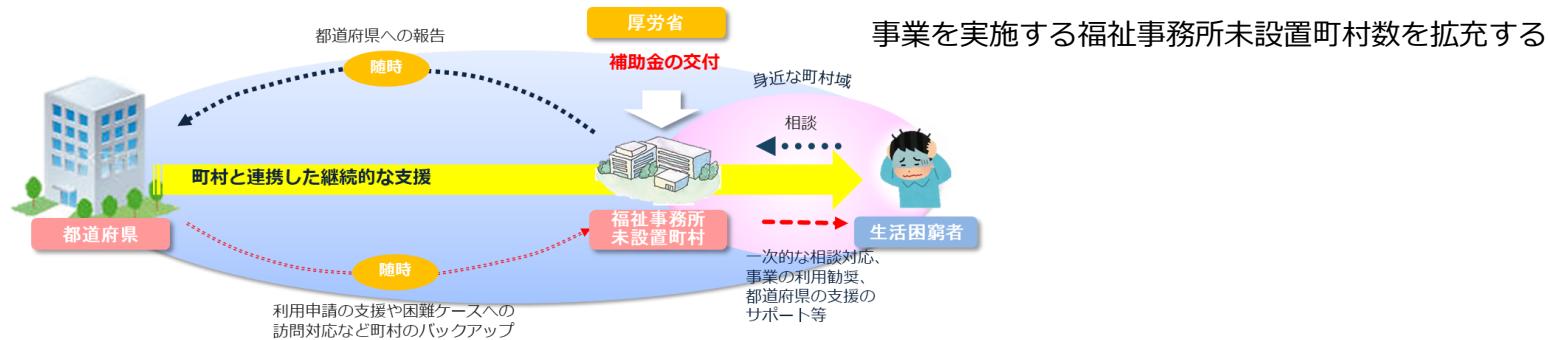
※ 「地域共生社会の在り方検討会議（中間まとめ）」（令和7年5月28日 地域共生社会の在り方検討会議）

2 事業の概要・スキーム

- 実施方法：福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
 ① 必要な情報の提供及び助言、② 都道府県との連絡調整、③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨、
 ④ その他必要な援助等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

- 基本基準額：5,000千円 ※ 自立相談支援事業における人口5.5万人未満の自治体の基本基準額を踏襲。
 ※ 基本基準額を超過している自治体で特に手厚い取組を実施する場合は、その内容が合理的と認められる範囲で個別に協議。

（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



3 実施主体等

- 実施主体：福祉事務所を未設置の町村：880自治体
- 補助率：国3／4、福祉事務所未設置町村1／4
- 実施自治体数（令和6年度）：59自治体 ※ その他、重層的支援体制整備事業において、39自治体が実施

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 5.4億円（7.0億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 2.4億円・・・P 34を参照

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
- 市町村においては、全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

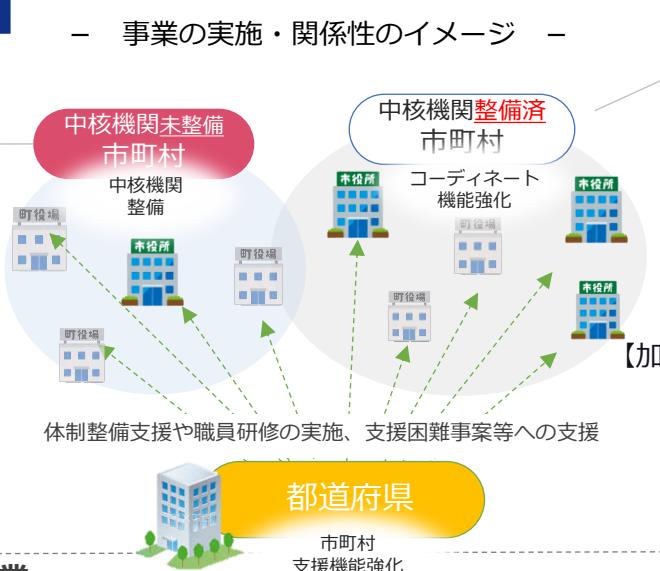
市町村

● 中核機関立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2

（中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村）



中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行なう市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2

- 【加算】① 調整体制の強化
② 受任者調整の仕組み化
③ 対応困難事案の支援円滑化
④ 広域連携の実施

都道府県

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行なう都道府県に補助を行う。（協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県）

〈実施主体〉都道府県（委託可）
〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）
2：10,000千円
3：5,000千円
〈補助率〉1/2

- 1：【必須】①法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度当初予算案 0.9億円 (0.9億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 38百万円・・・P35を参照

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）

<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

<補助率> 1/2

厚生労働省

都道府県等

委託や講師依頼



専門職団体

都道府県社協

意思決定支援
研修の実施



対応力アップ

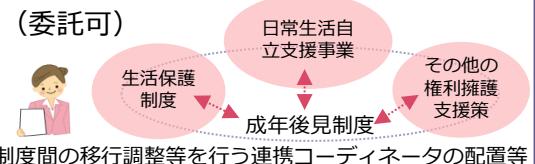
○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策との連携強化**に取り組む。

<実施主体> 都道府県、指定都市（委託可）

<基準額> 5,000千円

<補助率> 1/2



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用**を図る。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）

<基準額> 300千円

<補助率> 1/2



令和8年度当初予算案 38億円（38億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額（身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業） 7.1億円・・・P 36を参照

1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようする^(※)とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。
※福祉サービス利用援助事業

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

＜実施主体＞都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

＜基準額＞利用者数に応じて算定

＜補助率＞ 1/2 ＜負担割合＞ 国1/2、都道府県・指定都市1/2

令和8年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数（24億円の内数）※()内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算額 2.7億円・・・P 37を参照

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支援・同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

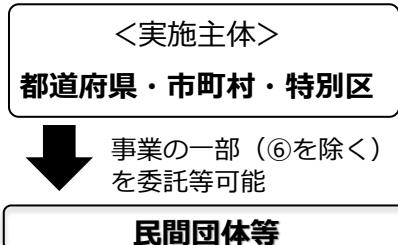
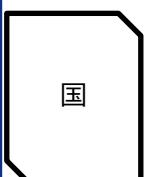
(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



- ① **アウトリーチ支援・SNS相談【必須】**（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ）
- ② **居場所の確保**（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援）
- ③ **自立支援**（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援）
- ④ **ステップハウス**（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所）
- ⑤ **アフターケア**（地域生活を定着させるための継続的な支援）
- ⑦ **支援体制強化（ICT導入支援）**

⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）

補助率：国1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和5年度：5自治体（9団体）

令和6年度：13自治体（28団体）

令和7年度：23自治体（44団体）

女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金

社会・援護局地域福祉課女性支援室（内線4586）

女性保護事業費負担金（旧 婦人保護事業費負担金）：昭和31年度創設
 女性自立支援事業費補助金（旧 婦人保護事業費補助金）：昭和22年度創設

令和8年度当初予算案 29億円（27億円） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

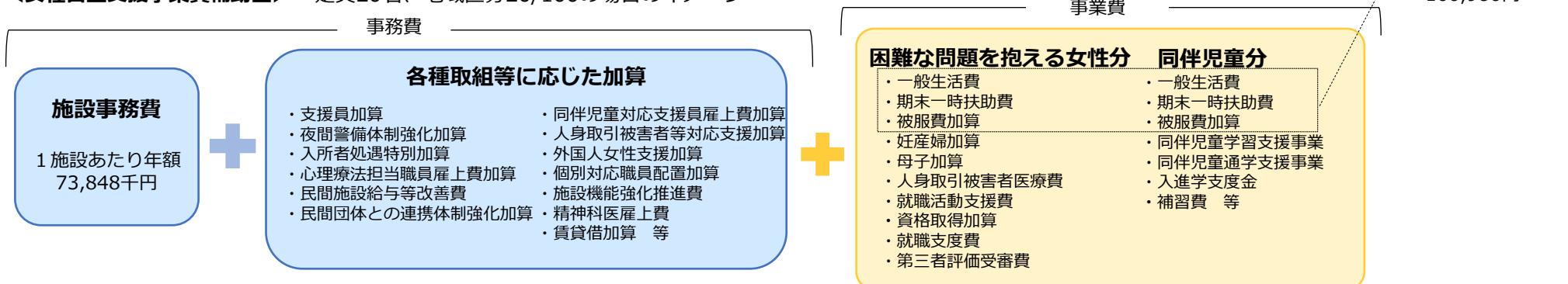
- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要となる費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。
- 令和8年度においては、女性相談支援センターの同伴児童の一時保護委託費の単価や非常勤職員の入件費単価の見直しを行い、また、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

女性保護事業費負担金 : (実施主体) 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
 (補助率) 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10

女性自立支援事業費補助金 : (実施主体) 都道府県
 (補助率) 国 5/10、都道府県 5/10

地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度当初予算案 33億円（32億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 21億円・・・P40を参照

1 事業の目的

- 自殺者総数については、令和6年は過去2番目に少ない20,320人となったが、依然として高い水準で推移している深刻な状況であり、自殺総合対策大綱に定める数値目標（自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする）を達成するためには、引き続き相談体制の更なる拡充等の取組の強化が必要である。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の実情に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）交付率：1/2,2/3,10/10>

- 対面・電話・SNS相談等の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進（拡充）

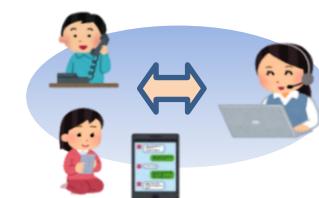
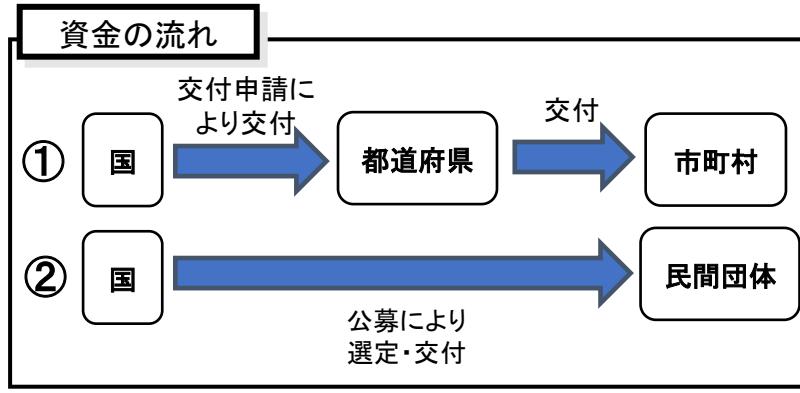
<②自殺防止対策事業（民間団体向け）交付率：10/10>

- 電話・SNS等による相談活動
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ゲートキーパーになった者に対する支援

等 等

3 実施主体等

- 実施主体：①都道府県・市町村
(交付率：1/2,2/3,10/10)
- ②民間団体
(交付率：10/10)



こころの健康相談統一ダイヤルにおける フリーダイヤルの導入及び相談体制等の強化

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度当初予算案 33億円の内数 (32億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額 21億円の内数

(33億円の内訳)	27百万円
自殺対策事業委託費	33億円
地域自殺対策強化交付金	

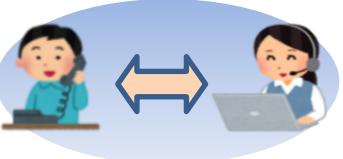
1 事業の目的

- 都道府県等が実施しているこころの健康電話相談等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 おこなおう まもうよ こころ(ナビダイヤル)」は、平成20年9月10日から運用を行っている。
- 年間82万件(1日平均2千件)以上の総呼数(かかってきたコール数)があるが、自治体や一般の方からは通話料を無料とすることが要望されるとともに、接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、悩みや不安を抱えている人が少しでも相談しやすくなるよう、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用も可能とするとともに、自治体における相談体制等の強化を行う。

2 事業の概要・スキーム

<①こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入>

- 都道府県等が行う電話相談事業において、ナビダイヤルに加えてフリーダイヤルの利用も可能とする仕組みを追加する。
※通年ではなく、期間を限定した実施を予定。



<②自治体における相談体制等の強化>

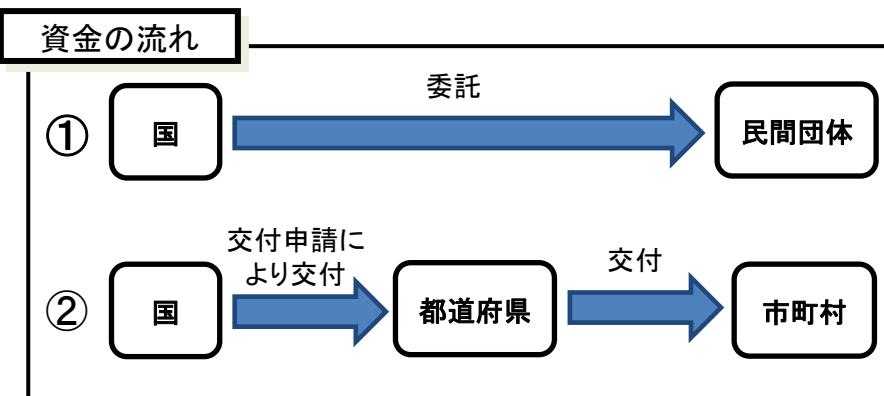
- 総呼数の増加も想定した各自治体の相談窓口における相談体制等の強化を行う。

【参考】地域における自殺対策の強化(令和7年度補正予算額：21億円)

- 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援 等

3 実施主体等

- 実施主体: ①国からの委託
②都道府県・市町村(交付率:1/2)



子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課
自殺対策推進室（内線2279）

令和8年度当初予算案 39億円の内数 (38億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

(39億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	33億円
調査研究等業務交付金	6.0億円

1 事業の目的

- 令和6年(2024年)の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このため、子ども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自殺対策の強化の観点から、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の設置による子どもや若者の困難事案への的確な対応を行うために、令和5年度から開始した本事業の支援自治体数を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する(支援自治体数を拡充)。

【子ども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:以下の子ども・若者への対応が困難な学校、市町村等の地域の関係機関
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成:精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題に応じて、必要となるメンバーで構成する
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施。
 - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施 :支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了 :地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率:10/10

令和8年度当初予算案 6.0億円（6.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 自殺対策基本法（議法）の改正施行（施行は令和7年12月又は令和8年4月）に伴い、指定法人の取組内容の拡充等を図る。
- また、指定法人における、自殺総合対策の効果的な実施に資する調査研究等の推進を目的として、引き続き、多様なデータ等を活用した自殺対策の推進を図るため、調査研究や試行的な実施等を行った上で、仕組みの実装を進めていく。

2 事業の概要・スキーム

【自殺対策基本法の改正施行に伴う普及啓発等】

- 以下のような自殺対策基本法の改正事項等に係る、指定調査研究等法人の取組内容の拡充等を図る。
 - ・ 自殺対策における情報通信技術、人工知能等関連技術等の適切な活用（第2条第6項関係）
 - ・ 精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保（第18条関係）
 - ・ 自殺未遂者等への継続的な支援（第20条関係）
 - ・ 自殺者の親族等への生活上の不安等の緩和も含めた総合的な支援（第21条関係）
 - ・ その他、自殺対策の推進に向けた自治体への普及啓発等の実施

【多様なデータ等を活用した自殺対策の推進】

- 各種情報を活用した予測モデルを検討するための調査研究、それらを踏まえた自治体における自殺対策の取組の試行、その後の仕組みの実装・改良といったプロセスを踏む必要があることから、令和6年度から3年程度の期間を見据えた取組が必要である。
- これまでの事業成果（各種情報を活用した地域における自殺の特徴の分析、分析結果を踏まえた自殺リスクの予測の実施等）を踏まえ、令和8年度当初予算案においては、引き続き、各種情報を活用した地域における自殺対策の取組の提案の試行的な実施、自殺リスクの予測の実装に向けた検討を進める。

3 実施主体等

- 実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率：10/10

令和8年度当初予算案 12百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策については、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）を定め、法の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺をめぐる現状を踏まえ、求められる施策を総合的に推進していくこととしている。
- 自殺総合対策大綱では、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。」こととされていることを踏まえ、次期自殺総合対策大綱を令和9年度に策定することから、自殺に対する国民の意識などの実態の把握等を行うため、調査・分析を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 無作為に抽出された18歳以上を対象に、自殺に対する国民の意識などを調査。
- その調査結果を分析することで、実態を把握し、次期自殺総合対策大綱の見直しに資するよう結果をとりまとめる。
- 調査項目（例）
 - ・自殺対策の現状等について
 - ・悩みやストレスに関することについて
 - ・自殺やうつに関する意識について
 - ・メディア（新聞・テレビ・ラジオ・SNSなどの情報媒体）について
 - ・今後の自殺対策について 等

3 実施主体等

【実施主体】

国からの委託

【資金の流れ】

厚生労働省

委託

民間団体

令和8年度当初予算案 15億円（16億円）※()内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- 本事業は、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれることから、市区町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の取組を推進する。

I ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション

- ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業

- ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

2 事業概要・スキーム・実施主体等

(1) 「都道府県による広域連携支援加算」の創設

- 事業の広域連携を促進するため、都道府県センターが以下の取組を行う場合の加算を新たに創設

- ① 都道府県センターが、県全域の事業実施を目的として広域のネットワークづくり等を行う地域のNPO等を支援することにより、小規模自治体における事業実施を促進する体制を構築する。
- ② 市区町村の実態を把握した上で、市区町村の広域連携を促進するための会議を定期的に開催

※都道府県（指定都市含む）内の関係機関との連携を想定しているほか、都道府県センター同士（指定都市含む）が取組事例の共有等を図る場合も可とする。

※加算対象期間は原則3年間を想定

- ・補助率：1/2 ・実施主体：①都道府県、②都道府県・指定都市 ・加算額：6,000千円（①）、3,000千円（②）

(2) 「市区町村における広域連携加算」の創設

- 複数自治体が以下の取組を共同実施するなど、事業実施自治体が未実施自治体の支援対象者の事業利用を可能とする体制を構築した場合、主体となる自治体に対し、連携自治体数に応じた新たな加算を創設する。

- ① NPOや当事者会・家族会等の様々な民間団体を活用し、相談会、居場所・体験活動、ピアソーター養成を実施、当事者及びその家族が自ら行う交流会や普及啓発などの取組支援（ひきこもり支援に資する取組と自治体が判断する場合に幅広に対象とする）
- ② 遠隔地の利用者への送迎（車両借り上げや燃料費など）。そのための入件費は含まれない

- ・補助率：1/2

- ・実施主体：市区町村（指定都市除く）

※既に「ひきこもり地域支援センター事業」、「ひきこもり支援ステーション事業」を実施している自治体も対象に含む。

- ・加算額：2自治体の場合 500千円、3自治体の場合 1,000千円、4自治体以上の場合 1,500千円

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

令和8年度当初予算案 1.6億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
(※) 重層的支援体制整備事業の実施率は、1万人以上3万人未満の市町村で17.9%、1万人未満の市町村で9.2%（令和7年度）
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、小規模市町村等で、「新たに、介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされ、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）においても、小規模市町村等で新たな仕組みを創設することがまとめられている。
- 小規模市町村等における新たな仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するための実証を行う。
(※) 本事業を実施する上での体制構築支援や本事業の実施を踏まえた新たな仕組みの創設に向けた検証については、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」において実施。

2. 事業の概要

- 実施主体：小規模市町村等（重層的支援体制整備事業を実施する市町村は除く。）／補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）※その後は新たな仕組みへの移行を想定
- 以下の前提を踏まえつつ、都道府県等と連携し、①②を行う市町村に対し、補助を行う（①は実施、②は実施を推奨）。

前提	各市町村において、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域独自の地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る事業の人員配置・支援状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制の必要性を確認。
----	---

① 機能集約型の 相談支援の 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な相談支援を実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、 ・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。 <p>(※) 高齢・障害・こども・生活困窮4分野の相談支援に係る機能を集約し、一次相談対応を行う機能、専門相談対応を行う機能に整理する。 一次相談対応にあっては、A I · I C Tを活用することを前提。専門相談対応は、都道府県等による後方支援や緊密な連携により行うこと等を想定。</p>
② 機能集約型の 地域づくりの 実施方法の実証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。 ○ 小規模市町村等で、分野横断的な地域づくりを実施するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の地域づくり体制を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりを行うための体制を構築（※）するとともに、 ・ 構築した体制の下で、地域活動コーディネーターを中心に、地域づくりを試行的に実施する。 <p>(※) 高齢・障害・こども・生活困窮4分野の地域づくりに係る機能を集約し、地域活動コーディネート、地域活動運営を行う機能に整理する。 地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター等の福祉分野に加え、集落支援員等の地域振興分野の役割も兼ねること等想定。</p>

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業

令和8年度当初予算案 0.5億円（-）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する小規模市町村等における体制整備を進めていくことが課題。
- このため、「地方創生の基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）や社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）を踏まえ、小規模市町村等における包括的な支援体制の整備を推進するための新たな仕組みについて検討する必要がある。この仕組みの検証を行うため、令和8年度より、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を新設し、相談支援や地域づくりの市町村の体制や、都道府県等による後方支援や広域の連携方策等について、実証を行うこととしている。
- 本事業では、同モデル事業を実施する自治体に対して伴走的支援等を行い、機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備のモデル構築を支援するとともに、新たな仕組みにおける相談支援・地域づくりの具体的な実施方法の検証等を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：国／補助率：-（委託費）
- 「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」を行う市町村及び重層的支援体制整備事業を実施する市町村であって、機能集約化アプローチへの移行を具体的に検討する市町村に対する体制構築等支援等を行うとともに、モデル事業実施を踏まえた制度化に向けた検証を行う。
- 具体的には、以下の（1）（2）を実施する。

(1) 体制構築等支援業務

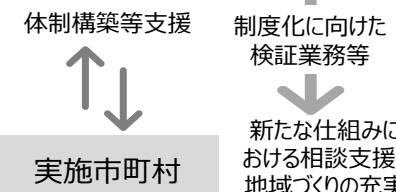
- モデル事業実施自治体における、①相談支援体制・地域づくり体制整備にあたっての現状把握・分析（※）、②対応方針の策定、③地域、事業者等の関係者、庁内の合意形成等に係る伴走的支援を行うほか、都道府県等との連携体制構築の支援等を行う。（現地への訪問等も含む。）
 （※）現状把握・分析のためのアンケート調査・住民ワークショップ等の住民ニーズの把握・反映は、国（委託先）において実施し、実施方法について検証することを想定。

(2) 制度化に向けた検証等業務

- モデル事業を踏まえ制度化に向けた検証等を行う。
 具体的には以下の表の内容等の検証を行った上で、制度化に向けた必要な対応（移行手順の整理等）を行うことを想定。

① 機能集約型相談支援の実施方法の検証内容等	② 機能集約型地域づくりの実施方法の検証内容等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野横断的な相談支援を実施する際の体制整備の在り方 ・ 相談対応の援助を行うA I · I C T 等の技術の活用 ・ 一次相談対応に必要な研修内容 ・ 都道府県等との広域連携・後方支援の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野横断的な地域づくりを実施する際の体制整備の在り方 ・ コーディネーターの確保方策 ・ 人材養成等の方法

国（委託先）



包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

令和8年度当初予算案 2.0億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

（参考：令和7年度実施見込み）44都道府県

1. 事業の目的

- 都道府県において、社会福祉法第6条第2項及び第3項に基づき、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に関する施策に係る府内・府外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行うことにより、市町村における同体制の整備が適正かつ円滑に行われるようにすることを目的とする。

2. 事業の概要

（※）分野横断的な相談支援や地域づくり体制等を構築する方法

- 補助率：国3/4、補助基準額：[機能集約化アプローチ（※）へ移行予定の管内市町村に⑤の専門職の派遣を行う場合](#)：18,000千円、
⑤の伴走的支援を行う場合：12,000千円、いずれも行わない場合：8,000千円
- ①及び②を都道府県自ら実施した上で、③～⑦のうち管内全市町村から把握した支援ニーズに応じた取組を実施（⑤の取組は委託不可）

実施の前提

① 都道府県府内・府外連携に資する取組

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る府内・府外連携に資する取組の実施

② 管内全市町村の支援ニーズの把握・支援策の検討

管内全市町村に対する、包括的な支援体制の整備状況や整備にあたっての課題を把握する調査・ヒアリングの実施及び調査等の結果に応じた支援策の検討

支援ニーズに応じて実施

③ 管内市町村に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、同体制の整備にあたって実施すべきプロセス等を提示し、市町村が自ら包括的な支援体制の整備に向けた検討を行うことができる力を身につけることができるための研修の実施

④ 管内市町村の、包括的な支援体制の整備に係る担当者の情報共有の場づくり・ネットワークの構築

管内市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援・専門職派遣（※）

- （※）
 - ・ 包括的な支援体制の整備に係る状況把握・課題分析の援助
 - ・ 包括的な支援体制の整備に活用可能な関連制度の情報提供
 - ・ 定期的な進捗確認・相談受付・助言
- ・ 課題分析を踏まえた、包括的な支援体制の整備方針の策定援助
- ・ 地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができる職員派遣
- ・ 各分野の相談支援の円滑化・質の向上を目的とした専門職の派遣 等

⑥ 地域共生社会の実現に向けた機運醸成や地域住民等の地域への参画を進めるためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催

⑦ その他市町村が包括的な支援体制を整備する上で必要な取組

都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

令和8年度当初予算案 0.7億円（0.2百万円）※()内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。
- 加えて、都道府県には、管内市町村の住民性や体制整備にあたっての課題を丁寧に把握した上で、その実情に応じて包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援を行うことが期待される。このため、**国・都道府県が共同で伴走的支援を実施し、今後すべての都道府県が主体となって支援を実施することができるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。**

2. 事業の概要

- 実施主体：国／補助率：－（委託費）

① 市町村の管理職向け研修／都道府県向け研修の実施

市町村の管理職向け研修

年6回オンラインにて開催
定員1回あたり50名程度

○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針等を検討した上で、同体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うようにする。

都道府県向け研修

年2回オンラインにて開催
定員1回あたり15名程度

○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じができるようにする。

※ このほか、都道府県が単独で相談支援を行う者や地域づくりのコーディネートを行う者等を対象とする研修を実施できるようになるまでの間、研修を実施（オンラインでの実施を基本とする）。

② 都道府県と共同で行う伴走的支援

国
都道府県



市町村
(8箇所程度)

- 包括的な支援体制の整備に取り組みたいが、具体的な手法がわからない市町村に対し、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施。
- 実際に現地を訪問し、地域生活課題の把握や解決策の検討等を行う中で、今後すべての都道府県が主体となって支援を実施することができるよう、同体制の整備プロセスを踏まえた効果的な支援策を整理し、今後の支援にあたってのノウハウを得る。

重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度当初予算案： 844億円（718億円）

※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額
 ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 - ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 - ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一
体実施

① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 - ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。
 - ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

実施市町村数

7年度：471、8年度：586（予定）

令和8年度当初予算案 7.5億円（7.5億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 1.1億円・・・P45を参照

1. 概要

（1）電話相談

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。

（2）直接支援・継続支援

直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。

（3）実施団体

令和7年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摶サポートセンターが実施。

当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

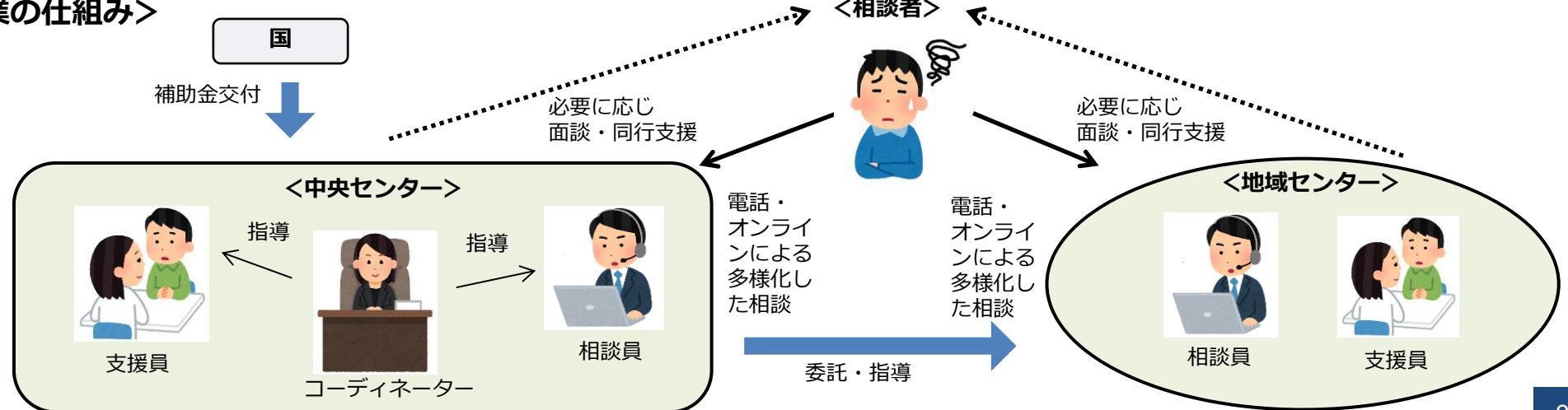
(参考)
令和6年度相談件数
約15.8万件



2. 体制

全国ライン（0120-279-338）と被災地ライン（福島県対象）（0120-279-226）の2つのダイヤルを設置し、それに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。

＜事業の仕組み＞



(参考)令和7年度補正予算

施策名:生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和7年度補正予算額 36億円

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

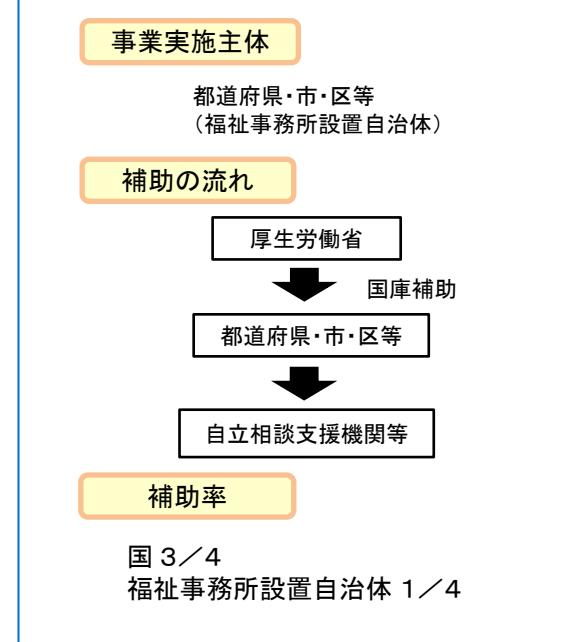
- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 家計改善支援の質の向上に関する取組

4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

【〇生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2290)

施策名：就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業

令和7年度補正予算額 1.3億円

① 施策の目的

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の広域的実施

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

(取組内容)

- ・都道府県による広域的な就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。
→本事業で支援を受けた未実施自治体は、原則翌年度には、当該事業を自身で実施する。
- ・自治体コンサルティング事業を合わせて活用することで、本事業の効果を高める。

- 実施主体等 (補助率10／10)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体が実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

施策名：就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業

令和7年度補正予算額 55百万円

① 施策の目的

生活困窮者自立支援制度の「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)の普及・促進に取り組み、事業を活性化させることで、就職氷河期世代等のうち、特に就労に向けて手厚い支援を必要とする方への支援を強化する。

② 対策の柱との関係

I	II					III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

③ 施策の概要

認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるように利用者に対する交通費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等**① 普及・周知の取り組み**

- ・認定就労訓練事業のパンフレット(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)を作成し、周知を図る。
- ・認定マークの作成

実施主体:国(委託費)

**② 利用促進に向けた交通費補助の取組**

- ・就労準備支援事業利用者が認定就労訓練事業に取り組むための交通費支給を拡充する。

実施主体:
福祉事務所設置自治体**⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

就職氷河期世代等の就労準備支援事業利用者が、より多く一般就労に移行することができる。

① 施策の目的

物価高騰等の影響が依然として続き、困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、それらを解消するための取組を喫緊に実施する。
このため、困窮世帯の子どもを支援する取組をモデル的に実施する。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

③ 施策の概要

子どもの体験格差を解消する等のために、子どもの学習・生活支援事業の内容を拡充するとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立ち上げを支援する。

また、家庭の状況や住んでいる地域にかかわらず、困窮世帯の子どもが大学等の高等教育機関に進学する機会を得ることができるよう、市町村の取組が弱い高校生世代に対する学習支援（進路に関する相談や情報提供を含む）を都道府県が実施するとともに、国から民間団体へ委託して支援を重層化する。

④ 施策のスキーム図、実施要件

（対象、補助率等）等

【施策の内容】**I 子どもの学習・生活支援事業の拡充**

- 体験活動に関する加算の創設
- 軽食の提供に関する補助
- 事業の立ち上げ支援（事業実施初年度の補助率を2／3に引き上げる）

II 高校生世代に対する学習支援の充実**【実施主体】**

- I 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体）補助率：国 1／2 都道府県・市・区等 1／2
- II 都道府県（補助率：国1/2、都道府県1/2）、国（民間団体へ委託）

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

子どもの貧困の連鎖を防止する。

令和7年度補正予算額 1.0億円

(うち調査・研究事業分0.3億円、モデル実施事業分0.7億円)

施策名：生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

① 施策の目的

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

就労支援に関する3事業（自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業）を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

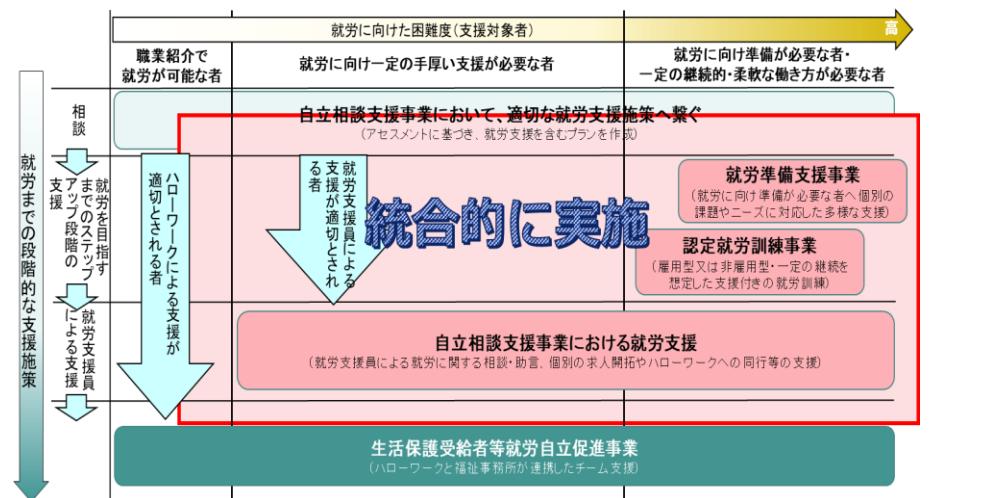
○実施主体：国(委託費)

都道府県・中核市・その他自治体

(※就労準備支援事業等を未実施の自治体も含む)

国
委託費
委託費

調査・研究事業者
モデル実施事業者



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。支援効果を検証し、今後の議論に資する報告書の作成、次期制度改正に向けた知見を蓄積する。

令和7年度補正予算額 27百万円

施策名：中間支援組織の立ち上げ等支援事業

① 施策の目的

生活困窮者に対する支援が増加・高度化してきている中、支援員の質の向上やノウハウの共有などネットワークを広げるとともに、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりも同時にを行い、効率的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

③ 施策の概要

中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取り組みも同時に行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

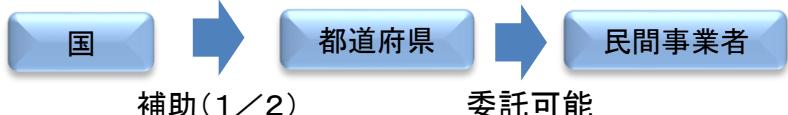
(1) 中間支援組織の立ち上げ等の支援

- 支援者を支える中間支援組織の立ち上げ支援等を実施する。

立ち上げに際しての準備会や、各地域独自の発想により支援者を繋ぐ会議や会合を企画し、交流を図るとともに、地域ごとに行っているノウハウの共有や事例発表を始め、支援員へのメンタルケアや資質向上のための研修会、意見交換等を実施する体制を構築する。

(2) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

- 就労準備支援事業等を単独で実施できない自治体に向け、広域実施の取り組みを促進すべく自治体同士の意見交換や実施に向けたコーディネートを行う。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

施策名：生活福祉資金業務システムのオンライン化に向けたシステムの構築等

令和7年度補正予算額 23億円

① 施策の目的

生活福祉資金業務をデジタル化し、相談者や借受人の利便性を向上させるとともに、社会福祉協議会職員の事務負担を軽減して、より相談業務に注力できる体制整備を図る。

② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								<input type="radio"/>	

③ 施策の概要

生活福祉資金業務について、相談から貸付決定までの手続きをデジタル化するためのシステムの設計・構築を行うとともに、既存の債権管理システムについて、今回見直しを行う業務フローに適応したシステムへの更新を行うために必要な費用を全国社会福祉協議会へ補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（スキーム） システム構築・導入に必要な経費を全国社会福祉協議会に補助する。



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

社会福祉協議会における生活福祉資金貸付事務のデジタル化を加速化することで、相談者・借受人と社会福祉協議会職員双方の負担を軽減する。

施策名：生活福祉資金貸付原資の積増し

令和7年度補正予算額 11億円

① 施策の目的

社会福祉協議会において生活福祉資金貸付制度について、必要な原資の積増しを行い、円滑に事業が運営できる環境を整備する。

② 対策の柱との関係

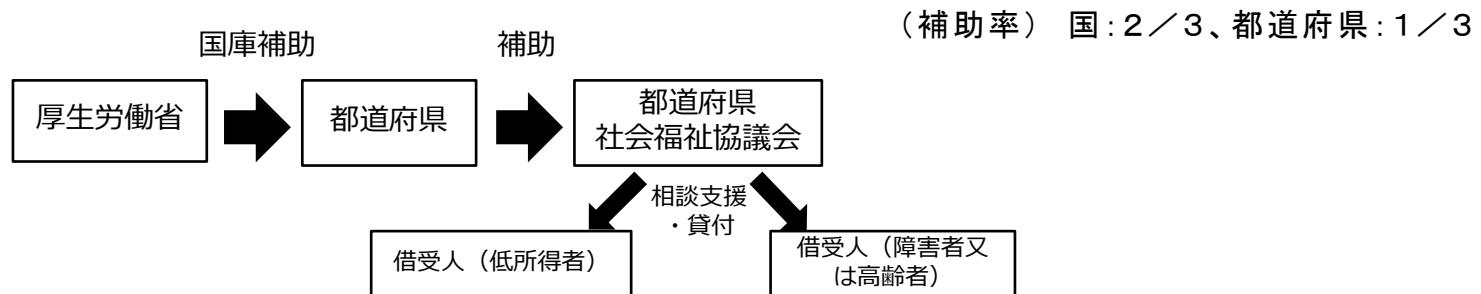
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

生活福祉資金の貸付原資について、一部の都道府県社会福祉協議会において、今後の円滑な事業実施に当たって不足が生じ、セーフティネットとしての機能を果たせない事態となる可能性があることから、制度の持続性・安定性を確保するために、所要の額の積み増しを行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（スキーム）都道府県を通じ、都道府県社会福祉協議会に対して、貸付原資の補助を行う。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

低所得者、障害者又は高齢者に対して、必要な相談支援と資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度の持続性・安定性が高まり、生活の安全保障機能を担保する。

施策名：生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウド移行に向けた調査研究

① 施策の目的

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」において、「各府省庁や地方公共団体の情報システムについて、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底した上でガバメントクラウドへの移行を進めるほか、ガバメントクラウドテンプレートや各府省庁向け利用ガイド等の整備、クラウド移行支援体制の整備等を実施すること」と、及び「各府省庁の情報システムにおけるクラウドサービスの利用の検討に当たっては、原則としてデジタル庁が整備したガバメントクラウドの活用を検討すること」とされている。

生活困窮者自立支援統計システムは現在第二期プラットフォーム上にあるが、ガバメントクラウド移行に向けた調査研究を行い、安定的に同システムをガバメントクラウドに移行させる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウドでの運用に向けて、ガバメントクラウド移行のかかる調査研究を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウドでの運用に向けて、ガバメントクラウド移行のかかる調査研究を行う。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

調査研究結果をもとにガバメントクラウド移行にかかる課題を整理し、調達に当たっての仕様書の作成に必要な情報を収集する。

① 施策の目的

- ・全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化を図る。
- ・全ての市町村において中核機関の整備を進め、中核機関のコーディネート機能の更なる強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

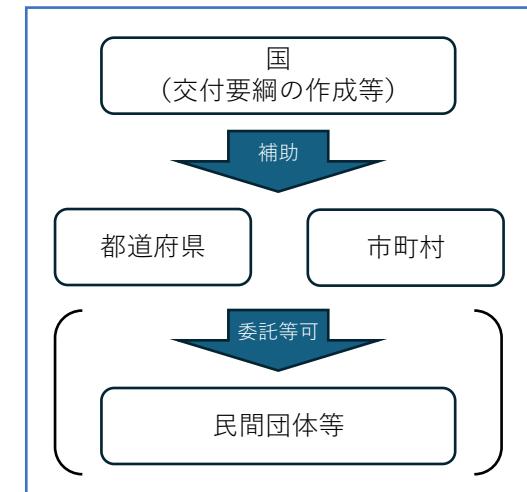
- ・市町村において、中核機関の整備の立ち上げに向けた検討会の実施や、中核機関のコーディネート機能のための調整体制の強化、受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化、意思決定支援の確保を図る取組を行う。
- ・都道府県において、専門職後見人や一般的な法人後見が支援困難な事案に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含むネットワークの整備を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】1. 2. …市町村(委託可)、3. …都道府県(委託可)

【取組内容】

1. 中核機関立ち上げ支援事業
中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施。
2. 中核機関コーディネート機能強化事業
中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う。
また、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組を実施する。
3. 虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組
支援困難事案へ適切に対応できるよう、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含む都道府県単位のネットワークにおいて、検討会議やケース会議を行う等の連携体制を整備する。

**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

全国全ての地域において中核機関の設置と機能強化を図り、地域における権利擁護支援ネットワークを強化することにより、判断能力が不十分な高齢者等でも地域で自分らしく生活できる環境を整えることができ、ひいては現役世代の家族の負担軽減にもつながる。

① 施策の目的

判断能力が不十分な者の状況に応じた効果的な支援を進めるため、成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携を強化する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

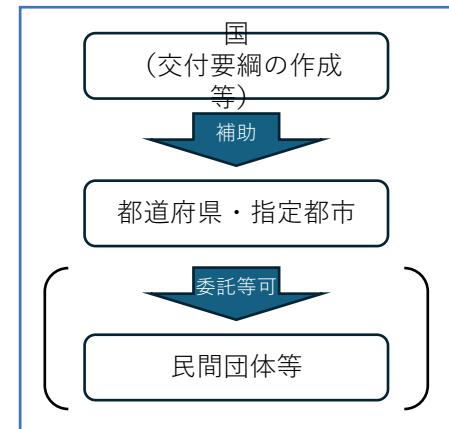
都道府県・指定都市において、判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】都道府県、指定都市（委託可）

【取組内容】

- 成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- 市区町村長申立所管部署や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の所管部署との事例検討やケース会議への関与
- 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するために必要と認められる取組

**⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

関係機関によるネットワークを形成するとともに、適切な制度への繋ぎを行うコーディネーターを配置することにより、判断能力が不十分な方について、その判断能力の変化に応じて適時適切な支援につなぐことができるようになりますことで、地域において安心して生活を継続できる環境を整備する。

① 施策の目的

身寄りのない高齢者等への支援策として、関係審議会等で現行の日常生活自立支援事業を拡充・発展する形で実施する方向性が示されており、意欲ある社協における試行的な取組を実施し、社協の体制整備にあたっての課題を早急に整理する。

② 対策の柱との関係

I	II					III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

都道府県社協・指定都市社協が実施する日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

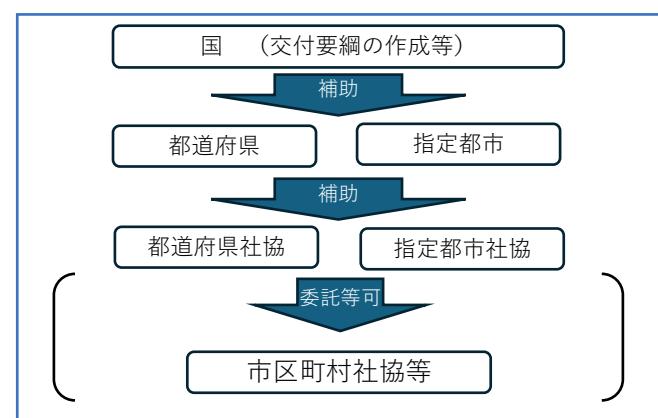
【実施主体】 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
(事業の一部を委託可)

【取組内容】

日常生活自立支援事業の枠組みの中で、身寄りがないなど、頼れる家族がない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した支援が行われることにより、高齢期においても地域で安心して暮らせるようにする。

施策名：官民協働等女性支援加速化事業

令和7年度補正予算額 2.7億円

① 施策の目的

- 令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

② 対策の柱との関係

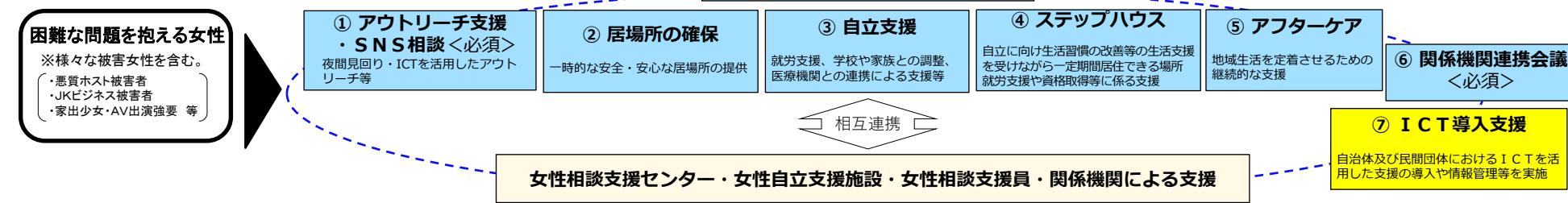
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

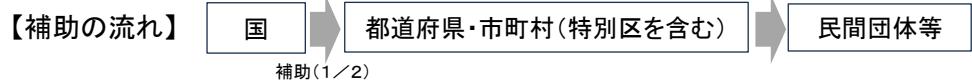
- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体等が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県、市町村(特別区含む) 【補助率】国1/2、都道府県・市町村(特別区含む)1/2



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 各自治体が策定した基本計画に基づく民間団体との協働等による女性支援の推進が図られる。
- ICT化を推進することにより、相談支援の効率化や生産性の向上、職員の業務負担の軽減が図られる。

令和7年度補正予算額 40百万円

施策名:一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

- DV被害や性被害等、様々な困難を抱える女性が、個々の状況に応じた支援を受けられる体制を整備することにより、より多くの対象者に対して入所による地域移行支援・自立支援を促進する。

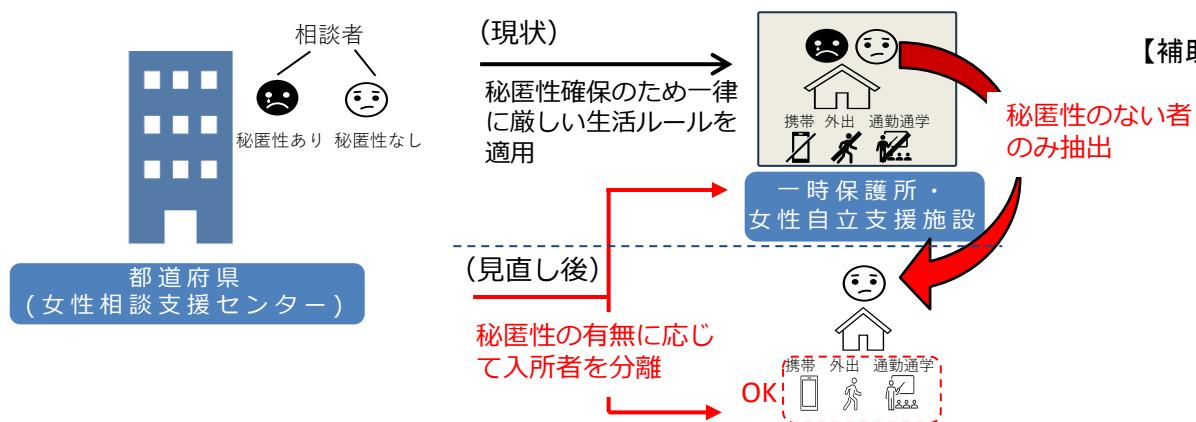
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="checkbox"/>									

③ 施策の概要

- 秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保する事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 生活制限を緩和したサテライト型を設置することにより、入所支援を受けられる対象者が増加する。
- 地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、退所後の生活再建や地域移行に向けた支援の円滑化が図られる。

施策名：女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業

令和7年度補正予算額 48百万円

① 施策の目的

- 他施策との連携や地域の関係者との関係構築等を進めることにより、困難な問題を抱える女性が地域生活に円滑に移行できる体制の整備を促進する。

② 対策の柱との関係

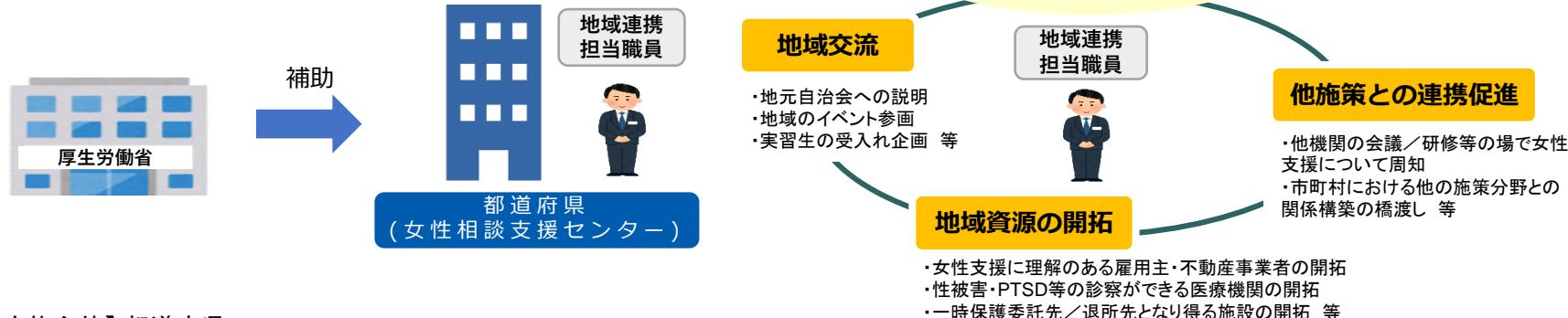
I	II					III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

③ 施策の概要

- 女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業概要】



【補助実施主体】都道府県

【補助率】3/4

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 女性支援ニーズや連携の重要性について地域における理解が進み、より円滑な地域移行に向けた地域資源の開拓や連携強化等の支援体制の充実が図られる。

施策名: 地域における自殺対策の強化

令和7年度補正予算額 21億円

① 施策の目的

- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきたコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

② 対策の柱との関係

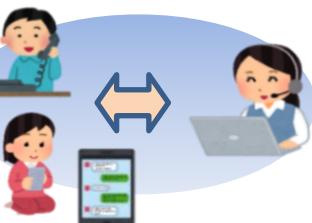
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

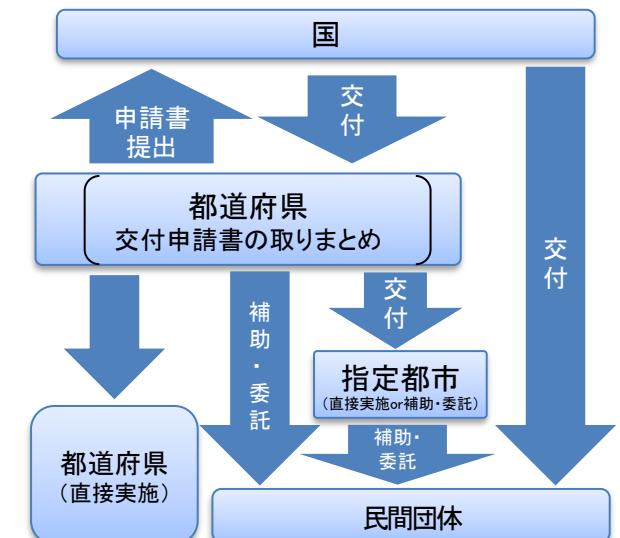
- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
- 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
- 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体:都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率:1/2(都道府県・指定都市)、10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

① 施策の目的

- ・ひきこもり支援における共同生活等による支援(共同生活型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- ・現在、共同生活型支援を効果的に実施する民間事業者を対象に、都道府県においてその実践事例及び効果データを収集するためのモデル事業を実施し、得られたデータを通じて、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインの作成につなげていく。

② 対策の柱との関係

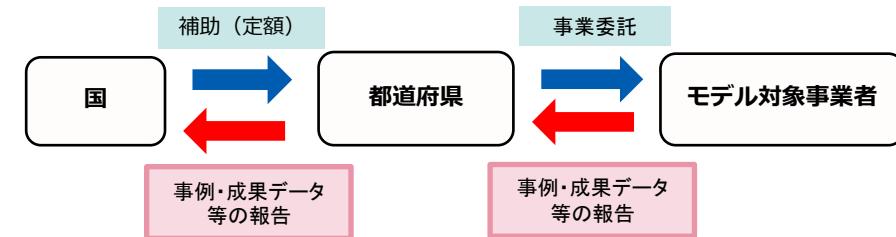
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- ・都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県において、共同生活型支援を効果的に取り組む民間事業者に委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。



【実施主体】 都道府県(施設が所在する都道府県)

【補助率】 定額補助

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ひきこもり支援を必要とする本人や家族と悪質事業者とのトラブルを未然に防ぎ、適切な支援を受けられるようにするなど、ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

① 施策の目的

- ・ひきこもり支援における共同生活等による支援(共同生活型支援)については、民間独自の取組として、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活をしながら伴走支援により社会への繋がりを促している民間事業者がある一方で、ご家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されている。
- ・このため、効果的に共同生活型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族が留意すべき点のほか、各民間施設の事業運営に対する自治体の関与や透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

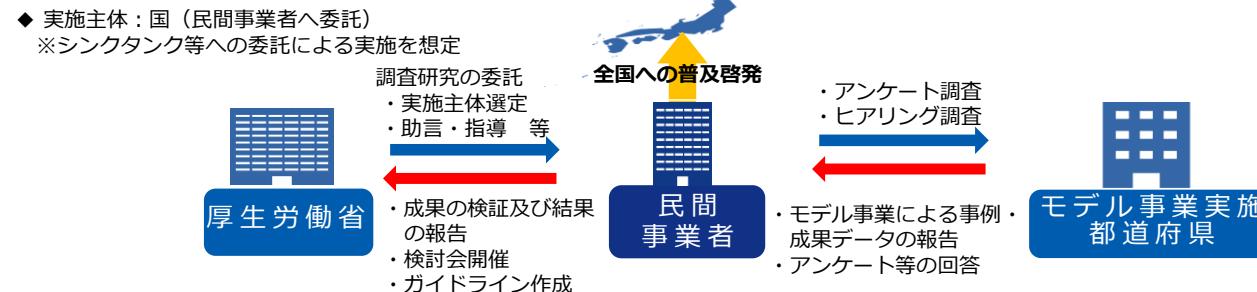
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- ・自治体、共同生活型を行う民間事業者、共同生活型を行う民間事業者の利用者を対象として、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、ひきこもり支援への効果の検証や事例や課題を把握。
- ・民間施設で共同生活型支援を受ける際に本人とその家族や自治体が留意しておくべき点を目安として示すためのガイドラインの作成。
- ・ガイドラインを作成するために、ひきこもり支援に知見のある学識経験者、実践者、自治体、当事者・家族等からなる有識者で構成する検討委員会の設置。
- ・セミナー開催を通じ、当事者・家族・自治体等に事例や成果の普及啓発を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ひきこもり支援を必要とする本人や家族と悪質事業者とのトラブルを未然に防ぎ、適切な支援を受けられるようにするなど、ひきこもり支援の環境整備を加速化する。

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業**① 施策の目的**

- 地域における包括的支援体制の整備を推進するため、互助機能強化のための地域住民等との連携・協働モデルを構築する。

② 対策の柱との関係

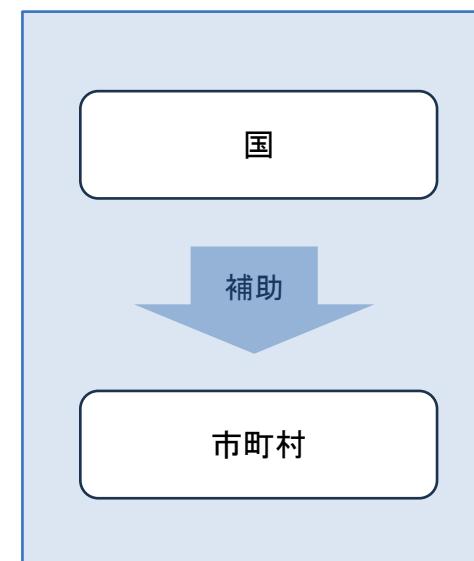
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要**④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等**

- 包括的な支援体制の整備にあたり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するための下記取組を行うモデル事業を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。

① 地域生活課題 ／既存制度等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。 ○ 住民の地域での生活を支える制度・資源(労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等)や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。
② 地域住民等との協議・実践	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。 ○ 協議の結果を踏まえ、実践する。
③ 検証・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践状況を検証。 ○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。

- 実施主体：市町村

**⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）**

- 地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(地域生活課題)の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

施策名：地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業

① 施策の目的

- 地域における互助機能強化のために地域住民等との連携・協働モデルの構築に取り組む市町村への支援等を行う。

② 対策の柱との関係

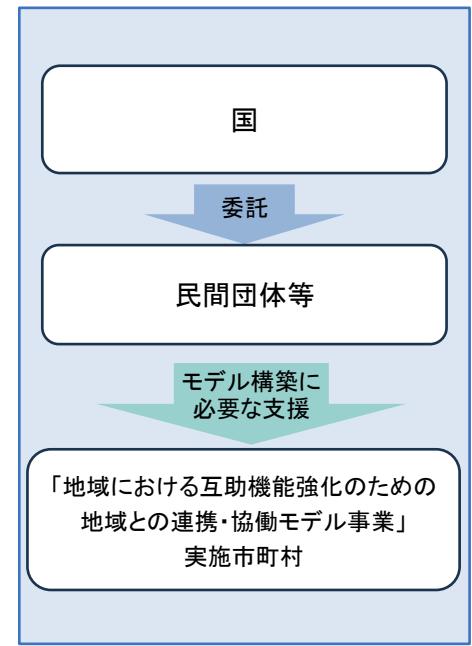
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要 ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる、
 - ・ 地域生活課題／既存制度等の把握
 - ・ 地域住民等との協議・実践
 - ・ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方の検証
 等の取組について、有識者等とともに現地を訪問し、各取組が円滑に行われるよう必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

【参考】モデル事業における実施市町村の取組

① 地域生活課題／既存制度等の把握	② 地域住民等との協議・実践	③ 検証・見直し
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題を把握。 ○ 住民の地域での生活を支える制度・資源（労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等）や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。 ○ 協議の結果を踏まえ、実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実践状況を検証。 ○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- 地域との連携・協働モデルが構築されることにより、多くの市町村において、地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）の解決が図られるほか、地域の互助機能が強化されることで、地域社会の持続的な発展にも寄与する。

① 施策の目的

- ・生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るために相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して行う電話相談等を本事業において実施している。
- ・近年は、コロナ禍で不安を抱える方が増えたことや、著名人の自殺、LGBTが注目される中、電話相談の繋がりにくさや、多様なニーズを持つ相談者に対応する相談員の人材確保が困難となっている。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

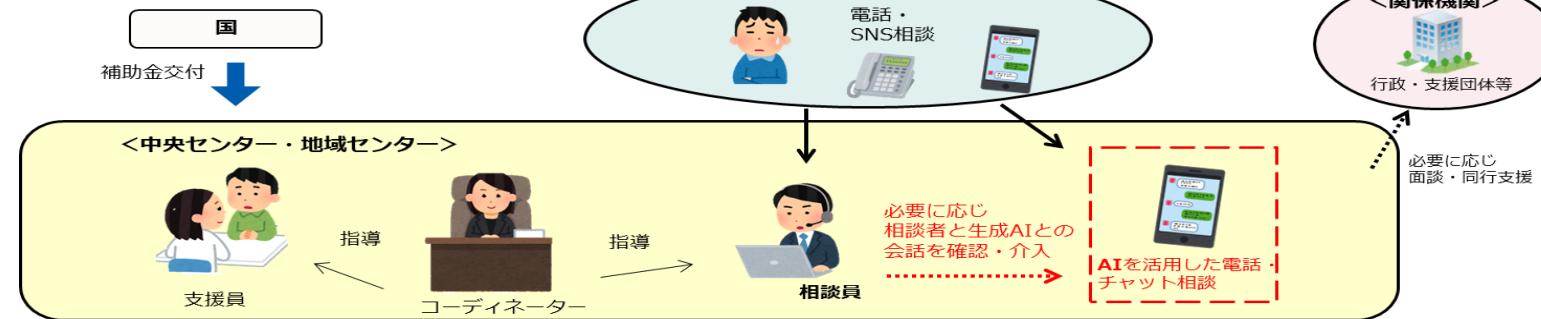
③ 施策の概要

- ・多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体

【補助率】 10／10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談等を活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、相談対応件数の増加に資する。

Ⅱ 生活保護制度の着実な推進

令和8年度生活扶助基準の見直しの内容

I 社会経済情勢等を踏まえた当面の対応

【令和7年度における対応】

- 生活扶助基準については、令和7年度予算編成において、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和7～8年度）の臨時の・特例的な措置として以下の対応を決定した。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算（特例加算）
 - ※ 1 ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、令和5年度からの一人当たり月額1,000円の加算額を維持。
 - ※ 2 特例加算は、令和5～6年度に一人当たり月額1,000円として措置したものを令和7年度見直しで500円引上げ。
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については従前の基準額を保障

【令和8年度における見直し内容】

- 社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和8年10月から1年間、①の特例加算の額を1,000円引き上げ、一人当たり月額2,500円とする。②の従前額保障は継続。
 - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者の加算額は、一人当たり月額1,000円を維持。

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度の予算編成過程において検討を行う。
その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しで実施し、その検証結果を適切に反映することとしている。

施行時期 : 令和8年10月～

財政影響額 : + 110億円程度 (令和8年度は+ 60億円程度)

令和8年度当初予算案 361億円の内数（352億円）※（）内は前年度当初予算額

保護施設事務費負担金

事業の目的

- 賃金・物価上昇等の状況に関して、医療・介護分野では、賃上げで先行する他産業との人材の引き合いとなることで、人材確保が非常に厳しい状況であり、更なる賃上げに向けた取組が必要とされている※¹。また、骨太の方針※²においては「政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先すべく、（中略）長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、（中略）見直しを進める。」こと等が示されている。
- 今後の入所ニーズに対応していくとともに、昨今の人件費高騰、物価高による影響が、日常生活支援住居施設の運営に支障を来すことのないよう委託事務費（支弁基準）の見直しを行い、施設運営体制の強化を図る。

※1 令和7年第6回経済財政諮問会議（資料4）福岡臨時議員提出資料より

※2 「経済財政運営と改革の基本方針2025について」（R7.6.13閣議決定）

主な見直し内容

- 委託事務費の積算内容の見直し（人件費相当部分）
- 他の支弁基準と同様に、地域区分を現行の国家公務員給与法に準拠

【参考】入所者一人あたりの日額単価（20/100地域の場合）

単価（円）

・一般事務費単価

入所定員（人）	15以下	16～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81以上
現行	960	860	710	820	720	650	720	670	630
見直後	1,120	1,080	1,020	970	950	940	920	920	920

単価（円）

・支援体制加算

支援体制	I（10：1）	II（7.5：1）	III（5：1）
現行	290	570	1,140
見直後	530	1,060	2,120

医療扶助等適正実施総合事業（医療扶助適正化等事業の再編）

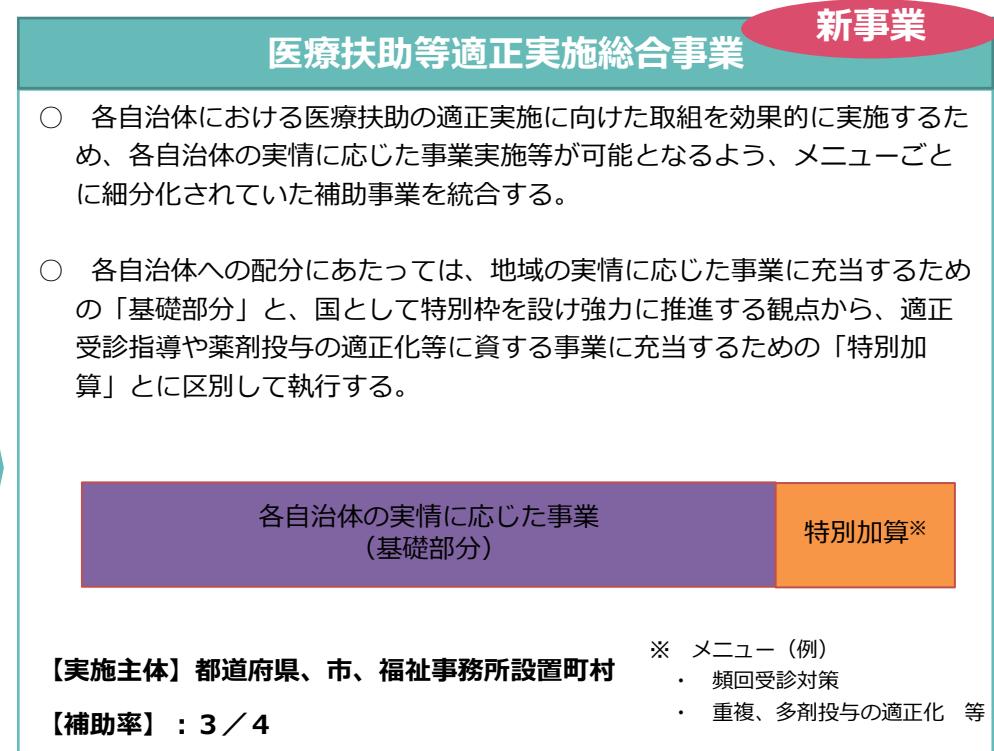
令和8年度当初予算案 48 億円（50億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

医療扶助の適正実施に関して各自治体の実情に応じた効果的な事業実施等を可能とするため、「医療扶助適正化等事業」（困窮補助金）の各メニューを統合し、「医療扶助等適正実施総合事業」として再編する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

既存事業		
事業名	実施主体	補助率
生活保護適正化等事業		
医療扶助適正化等事業		
a レセプトを活用した医療扶助適正化事業	都道府県、市、福祉事務所設置町村	3/4
b お薬手帳を活用した重複処方の適正化		10/10
医療扶助の適正実施の更なる推進		
(a) 後発医薬品の使用促進	都道府県、市、福祉事務所設置町村	3/4
(b) 適正受診指導等の推進		
(c) 多剤投与の適正化に向けた支援等の強化		
(d) 医療費情報・服薬情報の通知		
(e) 精神障害者等の退院促進		
d 居宅介護支援計画点検等の充実	都道府県、市、福祉事務所設置町村	3/4
e 頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業		10/10
f 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業	都道府県	3/4
g 都道府県のデータ分析等を通じた市町村への支援事業		3/4



ケースワーカーの業務負担軽減の推進

社会・援護局保護課（内線2824）
自立推進・指導監査室（内線2886、2887）

令和8年度当初予算案

36億円（37億円）※（ ）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 24億円・・・P60を参照

1 事業の目的

- 生活保護現業員（ケースワーカー）の業務は、保護の事前相談（生活保護制度の説明）、保護の申請・決定（保護要否の審査・保護費の支給）、保護開始後の援助方針策定等多岐にわたる事務負担がある一方で、要支援者が抱える課題等の複雑化によりケースワーカーが対応に苦慮することも多く、業務負担の増加が課題となっている。
- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することでケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

現状

【ケースワーカーの業務】

保護の事前相談、保護の申請・決定、
保護開始後の援助方針策定等

ケースワーカーの状況

- ・事務処理等に忙殺される
- ・被保護者へのきめ細かな支援のための時間を確保することが困難

事業の概要

○業務の内容に応じて非常勤職員を確保し、 ケースワーカーの負担軽減を図る。

【業務内容】

- (1)保護の事前相談に来られた方へ生活保護制度の仕組みの説明や他法他施策の活用への助言等を行う。
- (2)年金調査、収入資産申告書徴収、関係先調査の実施、63条返還金及び78条徴収金の債権管理。
- (3)扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施。

期待される効果

- ・要保護者に対する迅速かつ適正な保護決定

・ケースワーカーが被保護者への居宅訪問等に時間を確保することが可能になり、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援が可能になる。

- **ケースワーカーの業務負担の軽減**
- **福祉事務所の体制確保**

2 実施主体等

実施主体：福祉事務所設置自治体

補助率：3／4

貧困ビジネス対策事業の実施

令和8年度当初予算案 59百万円

事業の目的

- 福祉事務所においては、生活保護受給者への定期的な訪問活動等により、①住環境が著しく劣悪な状態にある、②居室の提供以外のサービスの利用（キャッシュカードの預かりなど）を強要するなどの不当な行為があるなど、転居が適当と確認した場合には、適切な居住場所への転居を促すといった必要な支援を行っている。
- また、生活保護受給者が多く入居している無料低額宿泊所については、事前届出制や最低基準の導入、改善命令の創設等の規制強化が行われ、さらに、令和7年4月からは、事前届出の実効性の確保を図るため、無届けの疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を創設した。
- さらに、令和7年度中を目途に、生活保護受給者に提供する生活支援サービスに関するガイドラインを策定する予定であり、貧困ビジネス対策を強化しているところである。
- こうした取組みを推進し、生活保護受給者が自立を阻害されることのないよう、貧困ビジネス対策を強化する地方自治体を支援していく必要がある。

事業内容等

①無料低額宿泊所に関する情報収集・共有の強化に関する事業 【実施主体：都道府県等 補助率：1／2】

- 無料低額宿泊所やいわゆる「無届施設」に関する実態や不適切な事例等について情報収集・整理する取組
- 不適切な事例への対応方法を含め、管内福祉事務所や地域居住支援事業の実施者等に対する研修等を開催するなど、情報共有する取組。また、広域的な不適切事案にも対処できるよう、近隣都道府県間において情報共有を行う。

②生活保護受給者に対する助言・支援の強化に関する事業 【実施主体：福祉事務所（県、市）（委託可） 補助率：2／3】

- ケースワーカーによる生活保護受給者訪問等を通じた、自立を阻害する不適切な物件・事例に関する情報収集・整理や、居住支援法人など関係機関との情報共有を強化する取組
- 現に不適切物件に入居している生活保護受給者に対する転居支援を早急に行う取組

被保護者地域居住支援事業の充実

令和8年度当初予算案 29億円の内数 (29億円の内数) ※()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

- 被保護者地域居住支援事業においては、居宅への定期的な訪問等による見守りや日常生活（食事、洗濯、ゴミ出しなど）の状況確認等を通じて、必要な相談・助言を行うなど、被保護者が現在の居住生活を安定して継続するための支援を実施している。
 - 当該事業の利用者のうち、多様で複雑な課題を抱える者※や、日常生活を送るうえで金銭管理に課題を抱える者※※に対しては、特に専門的な支援を居住支援と一体的に行う必要がある。
 - このため、被保護者地域居住支援事業に次の支援（メニュー）を追加し、居住支援の充実を図るものである。
 - ① 関係機関による専門的支援体制加算
 - ② 金銭管理支援
- ※ 孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調 など
※※アルコールやギャンブル依存症などにより保護費をすぐに浪費してしまう者 など

2 事業内容等

① 関係機関による専門的支援体制加算

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対し、自立支援に向けた各種専門的な支援を関係機関が適切な役割分担のもと実施するため、居住支援法人などをメンバーとした調整会議にて検討を行う場合、調整会議の開催や連絡調整に関する体制構築に要する費用を加算する事業

② 金銭管理支援 ※必須事業として追加（当該事業のみの実施も可）

- 支援対象者：アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる（おそれがある）者、公共料金や家賃などの滞納（を招くおそれ）がある者 等

○支援のイメージ

- 日常生活費の管理支援（例：預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援（援助）、生活費の払出や預入の助言）
- 日常生活を安定させるための支援（例：依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援）
- 自分で管理を行っていくための手続き支援（例：銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援）
- 教育支援（例：お金の使い方や、物やサービスの値段に关心を持ってもらうための金銭管理教育）

3 実施主体等

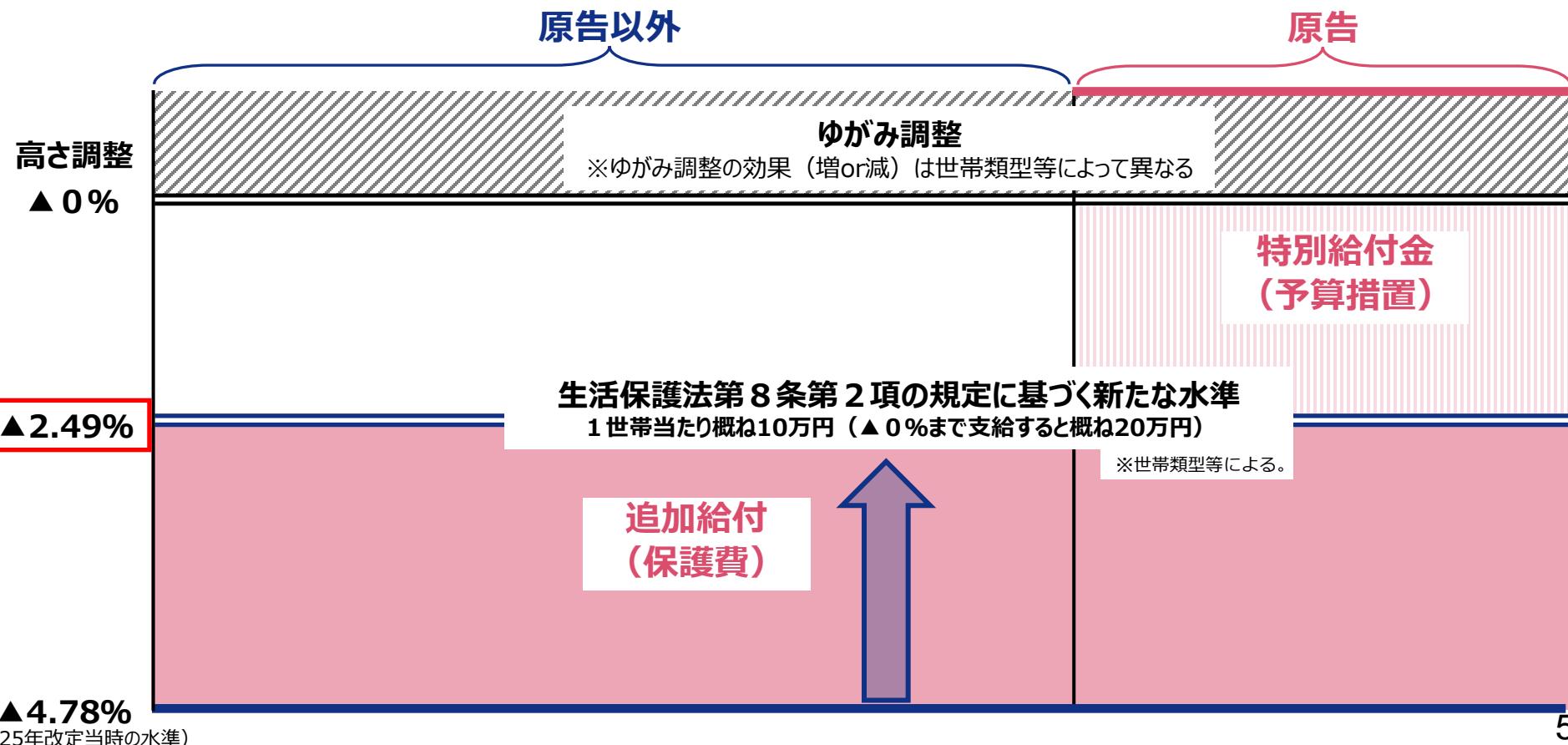
- 実施主体：福祉事務所設置自治体（委託可）

- 補助率：2／3

(参考)令和7年度補正予算

施策名：平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

- 生活保護法に基づく保護費の追加給付について、生活保護法第8条第2項の規定（※2）や第2条の規定による無差別平等原則（※3）を踏まえ、原告・原告以外を区別せず、高さ調整▲2.49%の水準で一律に実施（▲4.78%と▲2.49%の差額分を給付）
 - ※1 ゆがみ調整については、判決で違法とされていないことから、追加給付の対象としない。
 - ※2 第8条第2項 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。
 - ※3 第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。
- また、原告については、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう、保護費に代えて、これに相当する分を予算措置の特別給付金により支給（▲0%と▲2.49%の差額を追加給付に上乗せ）
- 令和7年度補正予算案に1,475億円を計上（保護費の追加給付に要する費用：1,055億円、支給事務に係る自治体への補助：401億円、相談センターの設置等：17億円、原告への特別給付に要する費用：2億円）



施策名：医療扶助等におけるDX推進調査研究事業

令和7年度補正予算額 3.6億円

社会・援護局保護課
保護事業室（内線2829）

① 施策の目的

- 令和6年3月から医療扶助のオンライン資格確認が導入されたところであるが、更なる医療扶助の運用の効率化等を図る観点から、オンライン資格確認の基盤も有効に活用し、DXの推進等を図るために調査研究を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

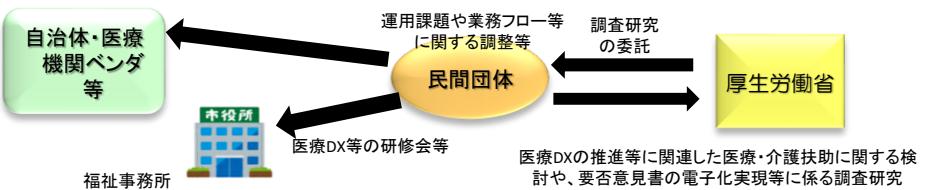
I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								<input type="radio"/>	

③ 施策の概要

- 医療、介護DXに関連した施策の医療扶助等への影響調査、要否意見書の電子化に係る検討、地域課題の分析や重複・多剤投与等の対象者抽出などの効率化に向けた、レセプト等の医療情報の活用方策（例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など）に関する調査研究を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

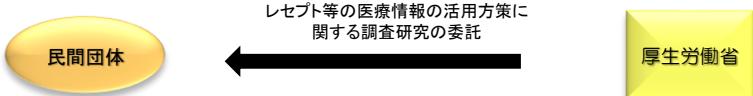
【医療扶助等における医療・介護DXの推進に関する調査研究】



医療扶助等における医療・介護DXの推進に関する調査研究

- 医療・介護DXに関連した施策の医療扶助等への影響調査
- 要否意見書の電子化に係る検討
- 介護DXを踏まえた介護扶助の対応方針の研究
- 自治体向け研修会等による医療・介護DXに係る福祉事務所等の対応力強化に資する周知・広報

【レセプト等の医療情報の活用方策に関する調査研究】



レセプト等の医療情報の活用方策に関する調査研究

- 地域課題の分析や重複・多剤投与等の対象者抽出などの効率化に向けた、レセプト等の医療情報の活用法（例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など）に関する調査研究
- 医療扶助等に係るデータ分析支援ツールの機能充実（経年分析、各種クロス分析等）に向けた仕様調査・要件定義、ツールの構築

【実施主体】 国（委託費）

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 被保護者が医療機関等を受診する際の利便性の向上
- オンライン資格確認の普及・改善を通じた福祉事務所や医療機関等における事務処理の効率化 等

施策名: 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

① 施策の目的

- 令和7年4月から施行された都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みも踏まえ、被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する健康管理等に係る支援を強化することを目的とする。

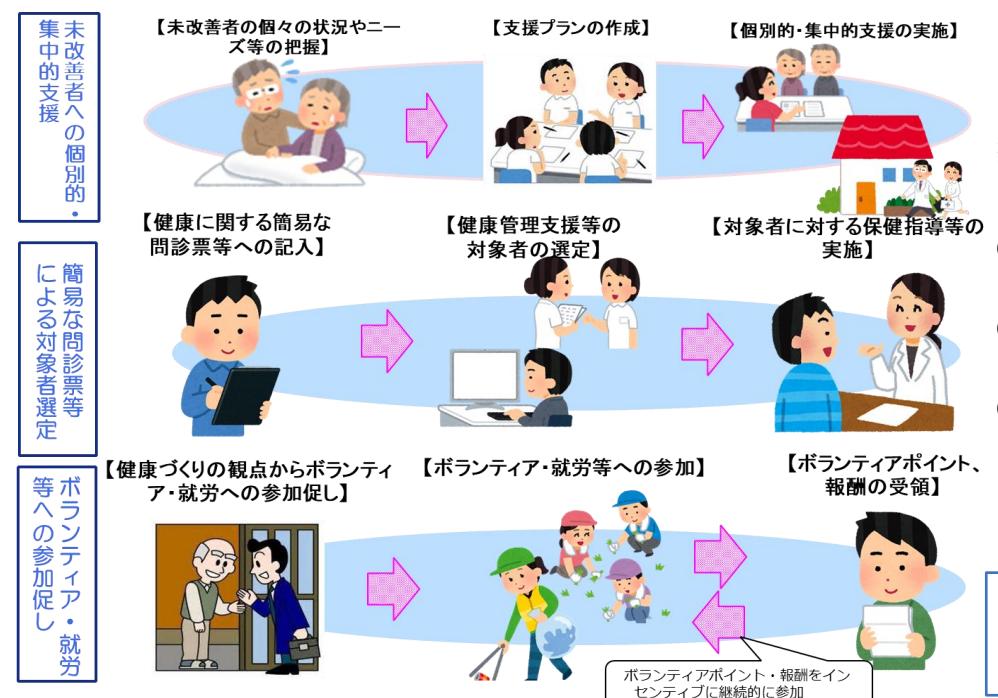
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

- 被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱え、福祉事務所において指導を行ってもなお改善が困難な者等に対する、個々のニーズに応じた個別的・集中的支援を実施する取組に加え、健診より簡易な問診票等を活用して健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う取組や、健康づくりの観点から社会参加や就労・ボランティアへの参加を促す取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】3/4

【事業内容】福祉事務所が行う以下の例のような健康管理支援に関する新たな事業の取組について補助

※ 都道府県が郡部福祉事務所と管内市町村福祉事務所で一体的に実施することも可能
 <事業実施例>

- 現状の頻回受診の指導においても未改善の者に対し、多職種連携や支援プランの作成等による個別的・集中的な支援の実施
- 健診よりも簡易な問診票等により保健指導等の健康管理支援の対象者のスクリーニングを行う事業の実施
- 健康づくりの観点から社会参加や就労・ボランティアへの参加を促す事業の実施

⑤ 施策の対象・成果イメージ

(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 被保護者のうち、頻回受診や重複・多剤投与等の課題を抱える者の状態像の改善 等

施策名: 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等への助成

① 施策の目的

- 医療扶助のオンライン資格確認については、令和6年3月より運用を開始したところであるが、現状、医療機関等においては、全体の1/2程度の導入に留まっていることから、オンライン資格確認の利用促進を図るためにには、医療機関等側の対応を加速していく必要がある。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
									○

③ 施策の概要

- 医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピューターシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 社会保険診療報酬支払基金（医療機関等への助成を担当）

【助成割合】 病院、大型チェーン薬局：1/2、診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

○ 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で助成を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助

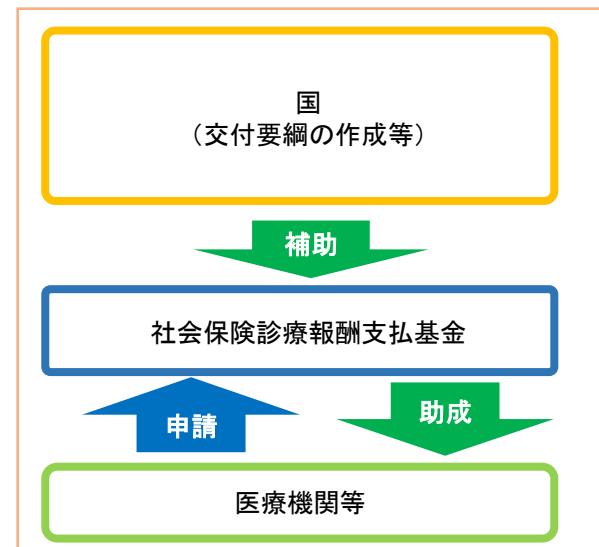
※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

○ 医療機関等への助成金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。

(具体的な事務の例)

- 交付申請書等の受付・取りまとめ
- 申請内容の確認
- 医療機関等への修正依頼
- 申請書類の差し替え
- データ入力
- 医療機関等からの問い合わせ対応
- 等

※ 医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 被保護者の医療機関等への受診の際の利便性の向上
- 福祉事務所における医療券発行事務に係るコスト低減、医療機関等における資格確認事務の円滑化
- オンライン資格確認の実績ログを活用した頻回受診対策の強化 等

施策名:生活保護業務デジタル化推進事業**① 施策の目的**

- 生活保護のケースワーカーは、被保護世帯の自立を支援するため、居宅訪問等による状況把握やきめ細かな相談や支援が必要であるが、預貯金調査や収入申告の届出、ケース記録の記載など各種事務処理のため、被保護世帯に対して十分な支援が難しい状況がある。
- このため、実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

- デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化を推進するため、初度経費の補助を行う。

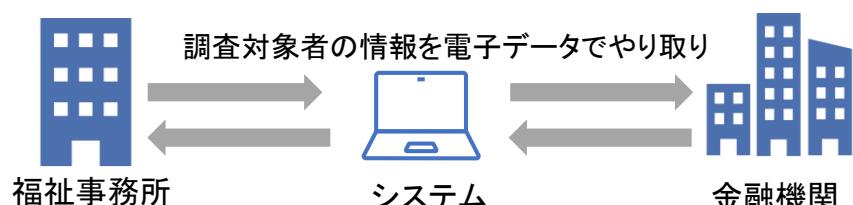
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象】 生活保護業務における、デジタル技術活用に要する初度経費を補助(補助率3/4)。

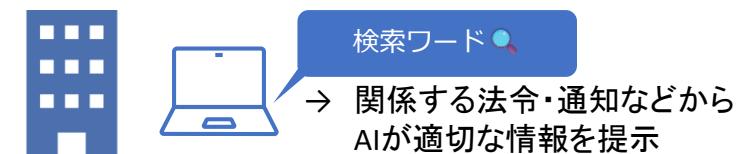
【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置自治体

【事業活用の例】

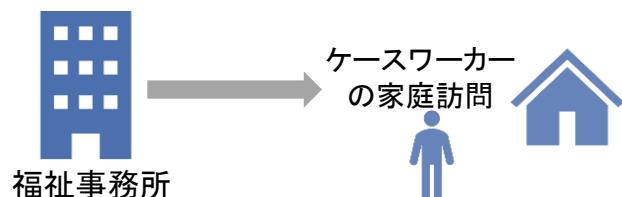
○ 預貯金調査のオンライン化



○ AIを活用した法令等検索



○ 生活保護の相談業務におけるタブレット活用



○ OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化

**⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)**

生活保護業務における各種調査・処理等について、デジタル技術を活用することにより、ケースワーカーの業務削減や効率化に寄与する。

① 施策の目的

- ・デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)により、生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化に取り組むこととされたことを踏まえ、令和7年以降の制度見直しなど基幹事務システムの標準仕様の改訂に向けた調査研究を行い、更なる業務負担の軽減を図る方策を検討する。

② 対策の柱との関係

I			II					III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	
										○

③ 施策の概要

- ・eLTAXによる公金収納のデジタル化など令和8年以降の実施が予定される制度見直し等について、自治体の基幹システムに反映させる必要があることから、円滑なシステム反映のために、令和7年度中にシステムの標準仕様に関わる内容の検討を行う必要が生じるため、調査研究を行い標準仕様書改訂を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】国(委託事業) (10/10)

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。

施策名:ケースワーカーの業務負担軽減の推進

① 施策の目的

- 生活保護現業員(ケースワーカー)は、多岐にわたる事務負担がある一方で、要保護者が抱える課題等の複雑化により業務負担の増加が課題となっている。このため、ケースワーカーの業務負担軽減を図り、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

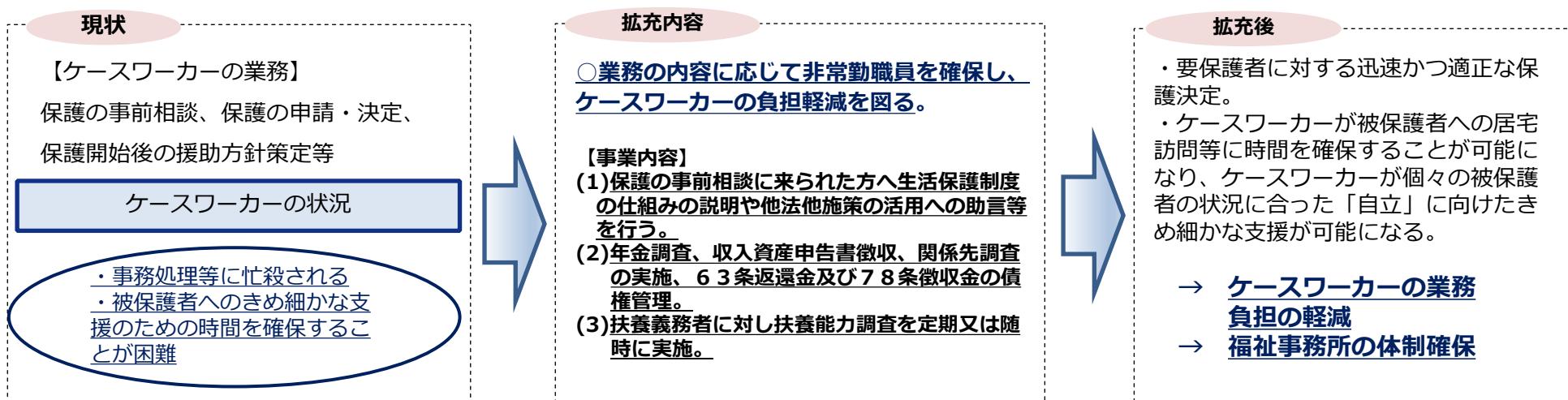
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="checkbox"/>									

③ 施策の概要

- 面接相談業務の一部、要保護者の収入や資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【実施主体:福祉事務所設置自治体 補助率: 3/4】

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 要保護者に対する迅速かつ適正な保護の決定がなされ、また、ケースワーカーが被保護者への居宅訪問等に時間を確保することが可能となり、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援が可能となる。

施策名:生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業**① 施策の目的**

- 被保護者の高齢化は国民全体よりも進んでおり、安定就労が困難な高齢者世帯等では受給期間3年以上の割合が7割を超えており。また、その他世帯も増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、様々な課題を抱える世帯に対して、個々の状況に応じた社会参加・就労の推進など、多様な働き方による支援体制を構築するもの。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 多様な働き方を実現するために、管内の被保護者の状況を踏まえ、地域の実情に応じたメニューを選択し、試行的に実施する福祉事務所を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 福祉事務所が地域の実情に応じて、下記のような支援体制を構築するためのメニューを検討し、実施する場合に補助を行う。【補助率3/4】

- 就労準備支援事業等における就労体験や、福祉事務所が策定する自立支援プログラム(生活改善プログラム、就労体験活動等)など「収入が発生しない取組」への参加インセンティブの仕組みを構築
- 孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調など特に配慮が必要なケースについて、仕事の切り出し・マッチング・就労継続などきめ細かな支援を行う体制を構築
- 多様な働き方の機会確保(金銭収入を伴う就労機会の確保など)に向け、障害者施策など他法他施策との連携を強化する体制を構築
- 高齢者に対して、就労機会の積極的な案内・勧奨や就労継続に向けたフォローを行う体制を構築

等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

多様な働き方を実現することで、個々の状況に応じた社会参加・就労等を通じて、自立の助長を図ることができる。

① 施策の目的

- これまで予算事業として実施してきた被保護者就労準備支援事業等について、令和6年法改正においてより幅広い自治体での実施を促す観点から法定化されたことを受け、未実施自治体における早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を実施するもの。

② 対策の柱との関係

I				II				III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 被保護者就労準備支援事業等の未実施自治体において、試行的に一連の業務を実施し、事業を円滑に実施するための課題整理・対応策検討を行うことができるよう支援。その際、地域の実情を踏まえ、令和7年度から施行されている「特定被保護者対象事業」(被保護者が生活困窮者向けの事業に参加)による支援についても、地域の実情を踏まえ、課題整理・対応策検討を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業・被保護者地域居住支援事業の未実施自治体が、円滑に各事業(特定被保護者対象事業を含む。)を実施できるよう、令和7年度中に事業実施の立ち上げを支援。【補助率2／3】

■ 被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う

■ 被保護者家計改善支援事業

- 家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対し、家計に関する支援を行う

■ 被保護者地域居住支援事業

- 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、入居支援や訪問による見守り、必要な情報の提供及び助言等の支援を行う

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体に対する重点的支援の実施、また、特定被保護者対象事業の導入など地域の実情に合った事業の展開を通じて、被保護者支援の強化・拡充が可能となる。

② 対策の柱との関係

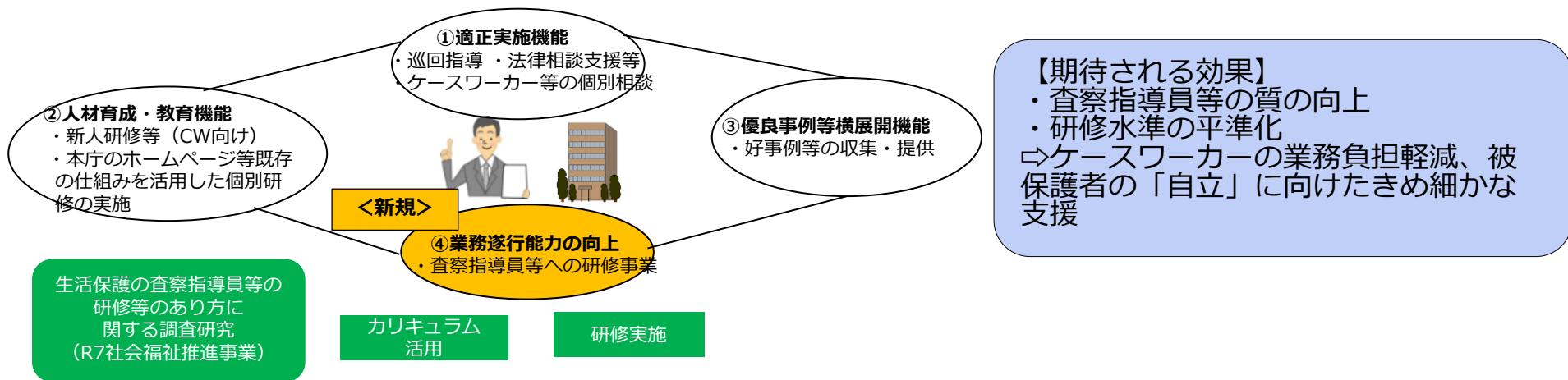
I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
<input type="radio"/>									

① 施策の目的

- 都道府県等は管内福祉事務所に対し生活保護法施行事務監査を実施し、生活保護施行業務の実施水準の確保を図っているものの、ケースワーカーや査察指導員（ケースワーカーを指導監督する主に係長級の者）等の経験不足等により、実施水準が低下している実施機関もある。このため、実施機関を指導する都道府県等が、管内福祉事務所への巡回指導や人材育成を行っているところであるが、新たに査察指導員等に対する研修を実施することで査察指導員等の指導監督能力の向上を図る。

③ 施策の概要

- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、査察指導員等の資質向上にかかる研修を実施し、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体:都道府県、指定都市 補助率: 3／4】

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 都道府県等が広域的な立場から管内福祉事務所の査察指導員等を対象とした研修を実施することで、全国的な査察指導員等のレベルアップが図られ、不適切事案の未然防止、ひいては、ケースワーカーの業務負担軽減、福祉事務所の体制確保につながる。

施策名：生活保護事務処理システムの改修

令和7年度補正予算額 4.5億円

社会・援護局保護課
(内線2655)

① 施策の目的

- 生活保護の制度見直し(外国人に対する生活保護の情報連携)に対応した生活保護システムの改修を行い、制度の安定的かつ効率的な運用を図る。

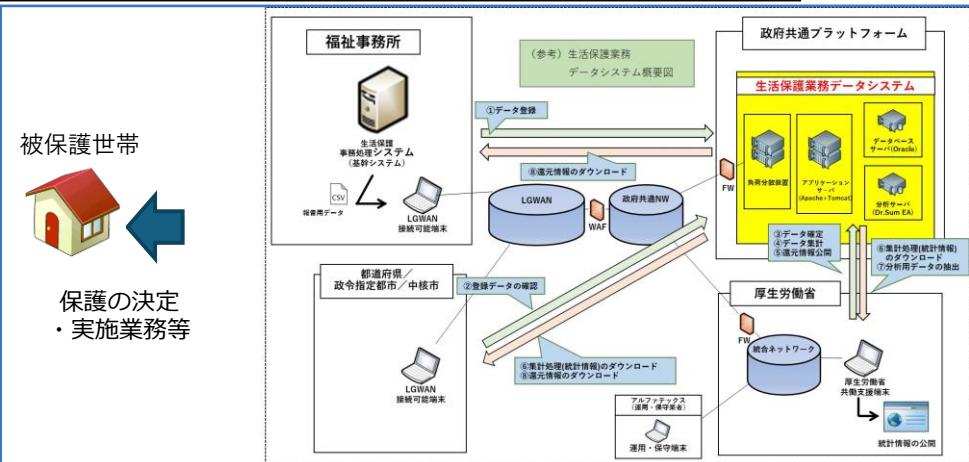
② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								<input checked="" type="radio"/>	

③ 施策の概要

- 生活保護の制度見直しに対応するため、自治体の生活保護基幹システムの改修に要する費用について補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



自治体への補助（補助率1/2）

- 各福祉事務所の生活保護基幹システムの改修に係る費用への補助
- ※ マイナンバー法の改正を踏まえ、外国人に対する生活保護に準ずる措置に係る副本を改修し、「中間サーバー」との連携に必要な費用への補助（変更に必要な費用への補助）

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護の制度見直しに対応して地方自治体の生活保護基幹システムの改修を行うことにより、地方公共団体の負担軽減や生活保護の適正な実施に資することを期待している。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

介護のしごと魅力発信等事業

令和8年度当初予算案

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.9億円（4.0億円）

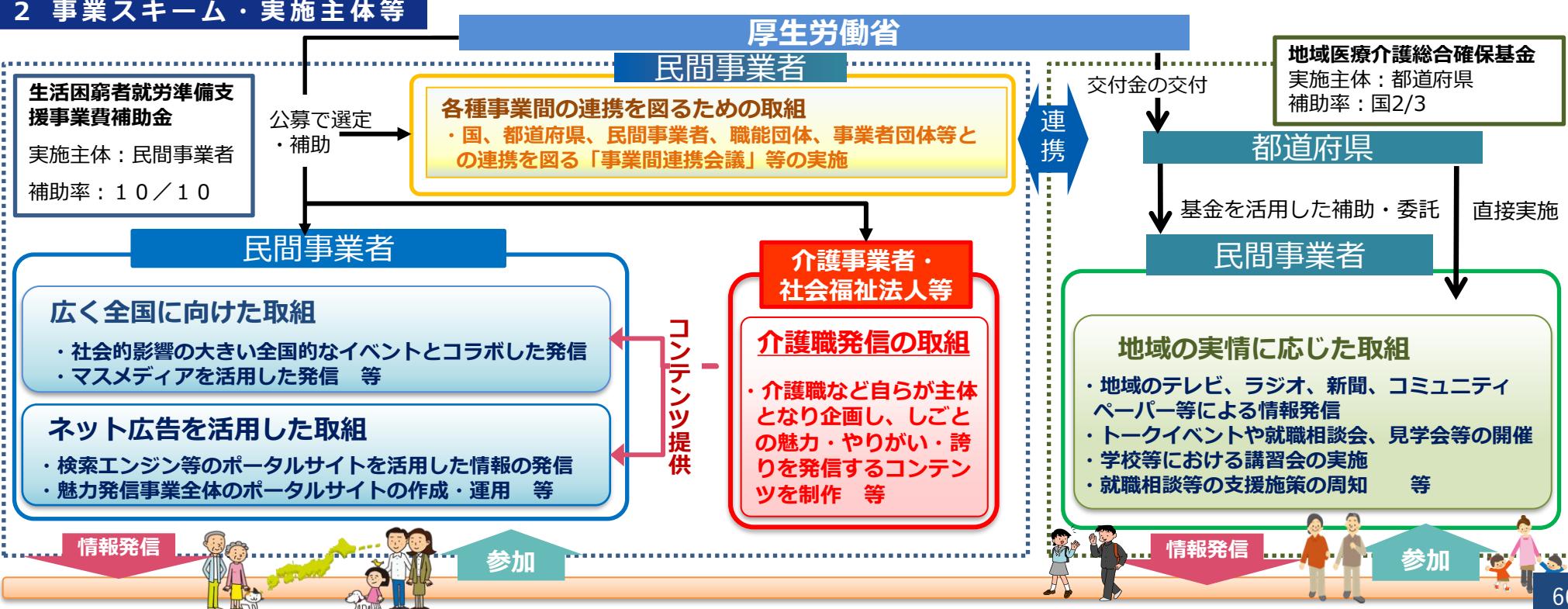
都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金86億円の内数（97億円の内数）

※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るために、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- 厚労省においては、発信力がある事業者による全国的なイベントやマスメディア、ネット広告などの企画・発信を行いつつ、最前線である現場の視点から、介護職など自らが主体となり、自らの声で仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行い、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図り、
- 都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- また、「2040年向けたサービス提供体制等のあり方」に関するとりまとめにおいて、若い世代が希望ややりがいを持てる業界となるために、〔社会課題（SDGs、災害対応等）に対応する介護という観点をアピールすること」などが盛り込まれたところ。
- こうした内容も踏まえながら令和8年度においても、引き続き、介護の仕事の魅力発信を行っていく。

2 事業スキーム・実施主体等



外国人介護人材受入環境整備事業

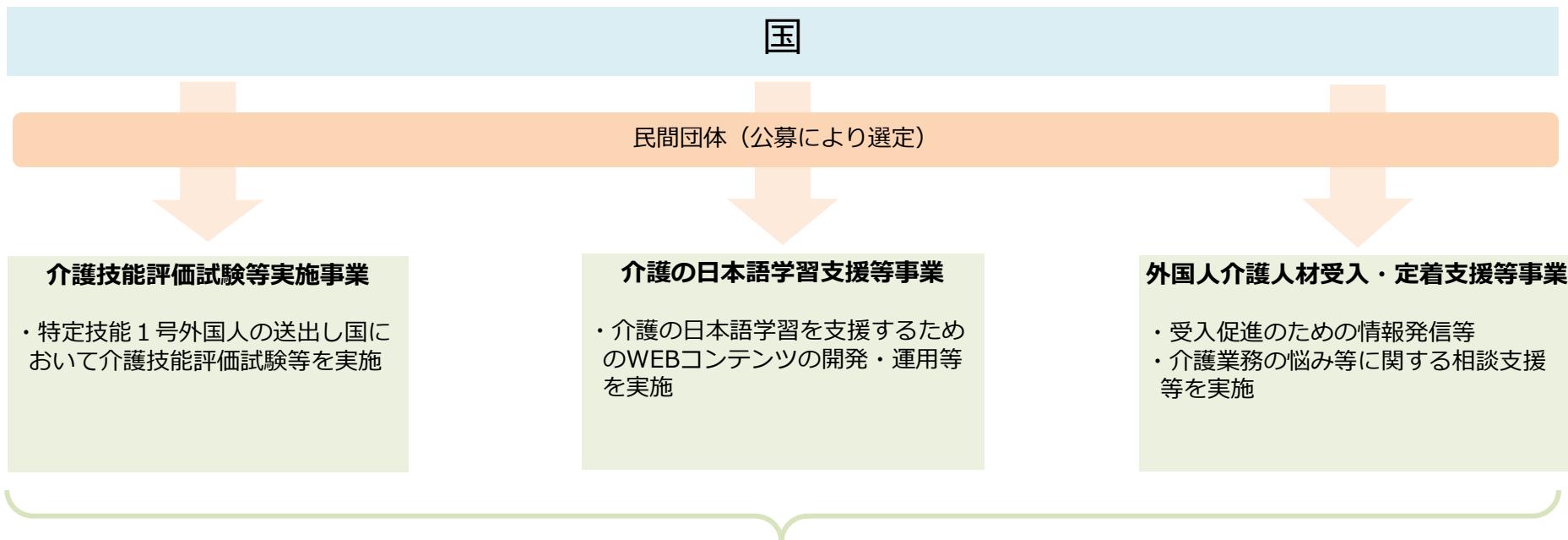
令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.9億円（5.9億円）※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 3.7億円・・・P77～79を参照

1 事業の目的・概要

- 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
 - ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
 - ② 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ③ 受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援

2 事業のスキーム・実施主体等



【補助率】定額補助 【実施主体】民間団体

EPA介護福祉士候補者への支援事業について

令和8年度当初予算案 2.4億円の内数（2.4億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

【事業内容】

- 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者等について、その円滑かつ適正な受入れのため、介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導・相談、受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。
- 外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン及びベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を行う。
- 外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護の学習及びその学習環境の整備に対する支援等を行う。

外国人介護福祉士就労研修導入・指導事業

○主な事業内容

- ・候補者の就労前の「介護導入研修」の実施
- ・候補者等の受入施設を巡回訪問して研修状況の把握や必要な指導の実施
- ・候補者等や受入施設からの就労・研修に係る相談・助言 など

○実施主体

公益社団法人国際厚生事業団

外国人介護福祉士候補者学習支援事業

○主な事業内容

- ・就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識・技術、日本の社会保障制度等を学ぶ「集合研修」の実施
- ・介護分野の専門知識に関する通信添削指導
- ・資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援 など

○実施主体

民間団体(公募による選定)

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）

○主な事業内容

(候補者の学習支援)

- ・日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- ・日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- ・民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費
- ・喀痰吸引等研修の受講に要する経費

(研修担当者への支援)

- ・受入施設の研修担当者の活動に要する経費

○実施主体

都道府県

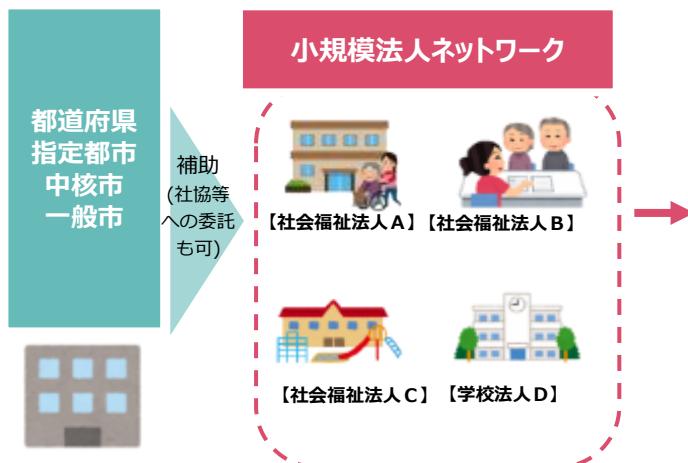
令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.2億円 (3.5億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための取組を促進する。
また、少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、事業者が連携・協働化しやすい体制を整備していくことが必要である。
- 利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を一層促進する。

2 事業の概要・スキーム

- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



メニュー		
1 社会福祉連携推進法人設立支援等事業	①	社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円） → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会、法人の設立手続きを行う。
2 法人間連携プラットフォーム設置運営事業	②	各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 → 地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 （年間4,000千円、原則2か年）
	③	福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 → 合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。
	④	参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円） → 資材購入や職員採用等事務を共同で処理することにより経営労務管理体制の効率化を図る。
	⑤	I C T 技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、I C T 技術を導入する。

社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

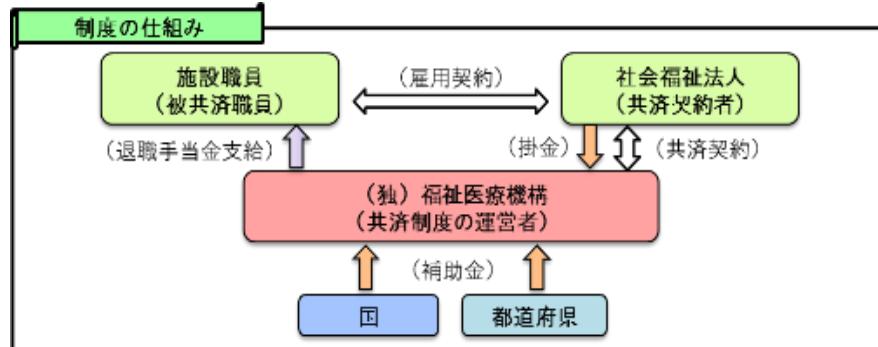
令和8年度当初予算案 86億円 (86億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。
- 本制度は、財政基盤の脆弱な福祉施設の職員に対する退職手当にかかる費用を補助し、職員の処遇を向上させることで、福祉人材の参入促進・職場定着、福祉分野内の再就職に資するものである。
- 近年、退職者が増加傾向、特に勤続年数の長い職員の退職が増加することにより、退職手当金の支給額も増加していることから、安定的な財源の確保、施設職員が安心して働ける環境を整備し、必要な人材を確保していくためにも、本制度の安定的な運営に向けた対応を進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
 - ① 社会福祉施設等（保育所等）
 - ② 特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）
- 財政方式：賦課方式



3 実施主体等

○実施主体：独立行政法人福祉医療機構

○参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度			令和7年度
	当初予算額	当初予算額	当初予算額	補正追加額	補正後予算額	当初予算額
予算額	26,371,517	27,377,590	28,271,524	6,824,986	35,096,510	8,637,603

(参考)令和7年度補正予算

施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業

① 施策の目的

介護人材については、要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成することが重要。

貸付希望件数の増加等に伴い、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

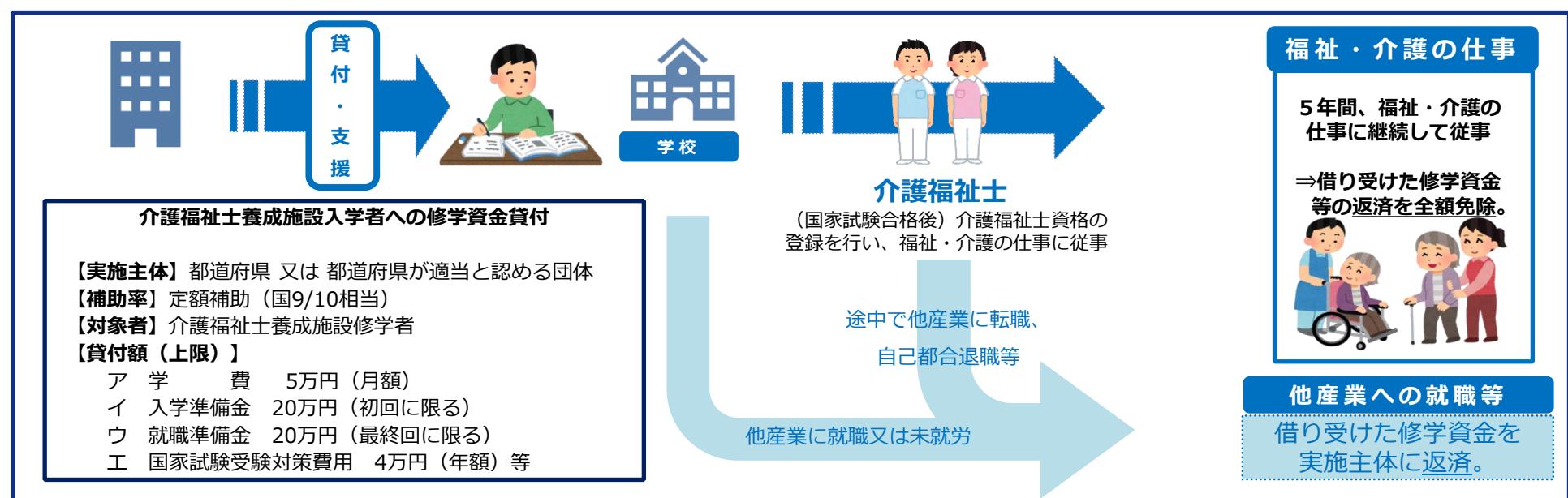
② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和7年度内に見込まれる修学資金貸付として必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

施策名：介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

① 施策の目的

複雑化・多様化する介護ニーズに対応するため、介護福祉士養成施設におけるICTを活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるようICT導入の支援を行う。

また、介護福祉士養成施設において近年増加している外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行い、教育の質の向上及び外国人留学生の国家資格取得率の向上につなげるための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2

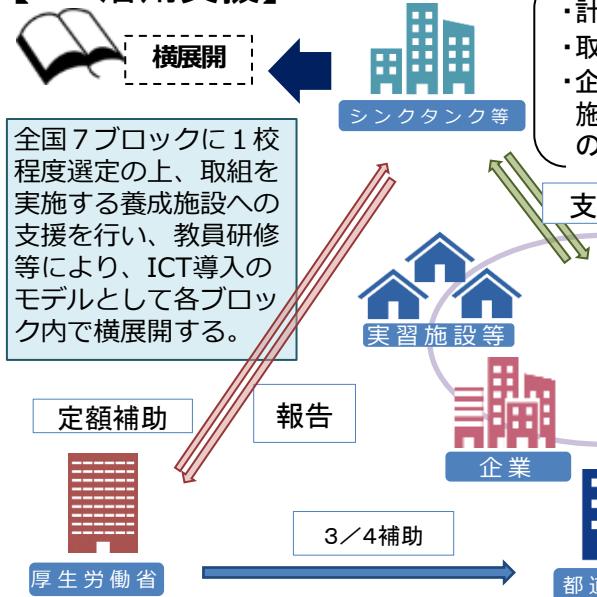
③ 施策の概要

介護現場において、ICT技術の活用が推進されており、介護福祉士養成施設においても現場に即した教育を行う必要があると考えられることから、調査や効果測定等に協力する養成施設に対し、ICT機器やソフトウェアの導入に係る経費及びICT利用促進に係る経費等を補助し、その効果を評価し、ノウハウを他の養成施設を含めて地域に展開する。

また、留学生の多い地域の介護福祉士養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施し、地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を図る。

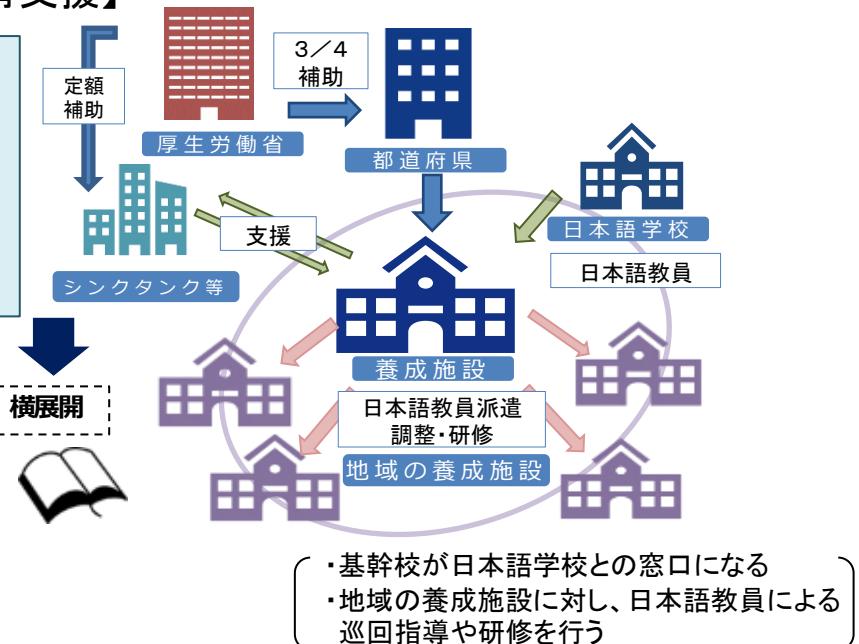
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【ICT活用支援】



【日本語教育支援】

留学生の多い地域の養成施設を対象に、日本語学校等との連携強化の取組の導入支援を実施。地域連携のモデルとして、成果をとりまとめ、横展開を目指す。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

質の高い介護サービスを提供するための専門性の高い人材や外国人留学生の国家資格取得を通じた更なる介護人材の確保を推進。

施策名：福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業

令和7年度補正予算額 1.0億円

① 施策の目的

福祉分野の人材確保については、喫緊の課題であり、また、地域差や地域固有の課題も存在するため、都道府県が中心となり、地域の実情に応じたより実践的な取組を関係機関、事業所等と協働で推進する。

② 対策の柱との関係

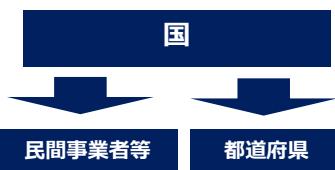
I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

都道府県が福祉全体で人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームをモデル的に構築するとともに、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

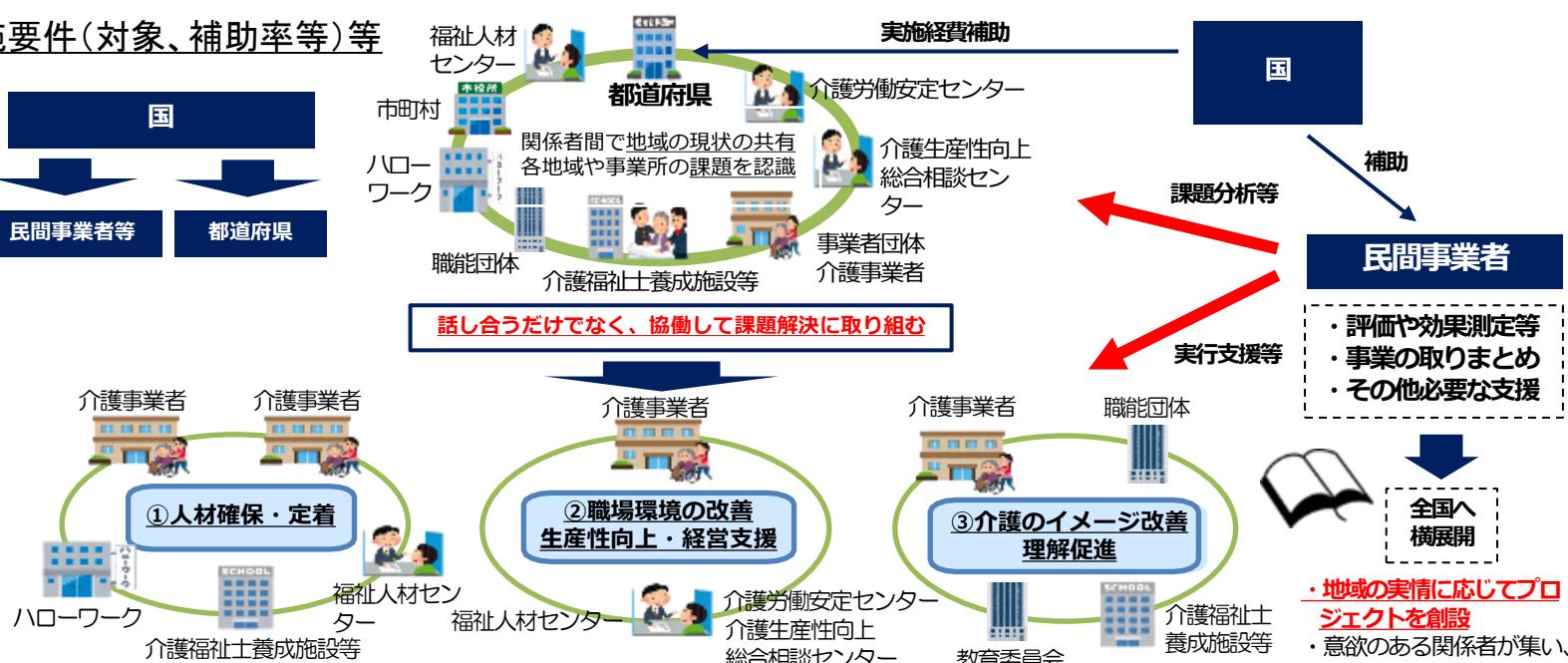
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】	【補助率】
・民間事業者 (シンクタンク等)	定額
・都道府県	



【各プロジェクト①～③における取組例】

- ①・介護職員が介護福祉士養成施設のゲストスピーカーに
・地域の複数の事業者と人材センターが連携して就職説明会を合同開催
- ②・福祉人材センターによる業務の切り出し支援
・介護職員本人の希望に応じ、常勤職員となるための環境整備など
- ③・養成施設の学生による地域づくりへの協力など

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により都道府県におけるプラットフォームの構築が進むことで、関係機関や事業所等との協働による人材の確保・定着や職場の環境改善等につながる取組の実施につながり、介護人材確保の推進が図られる。

施策名:介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業

令和7年度補正予算額 81百万円

① 施策の目的

介護人材の多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加し、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせて行うこと等により、介護の担い手へとつなげるための取組を実施する。

② 対策の柱との関係

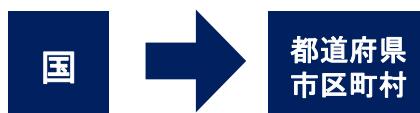
I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

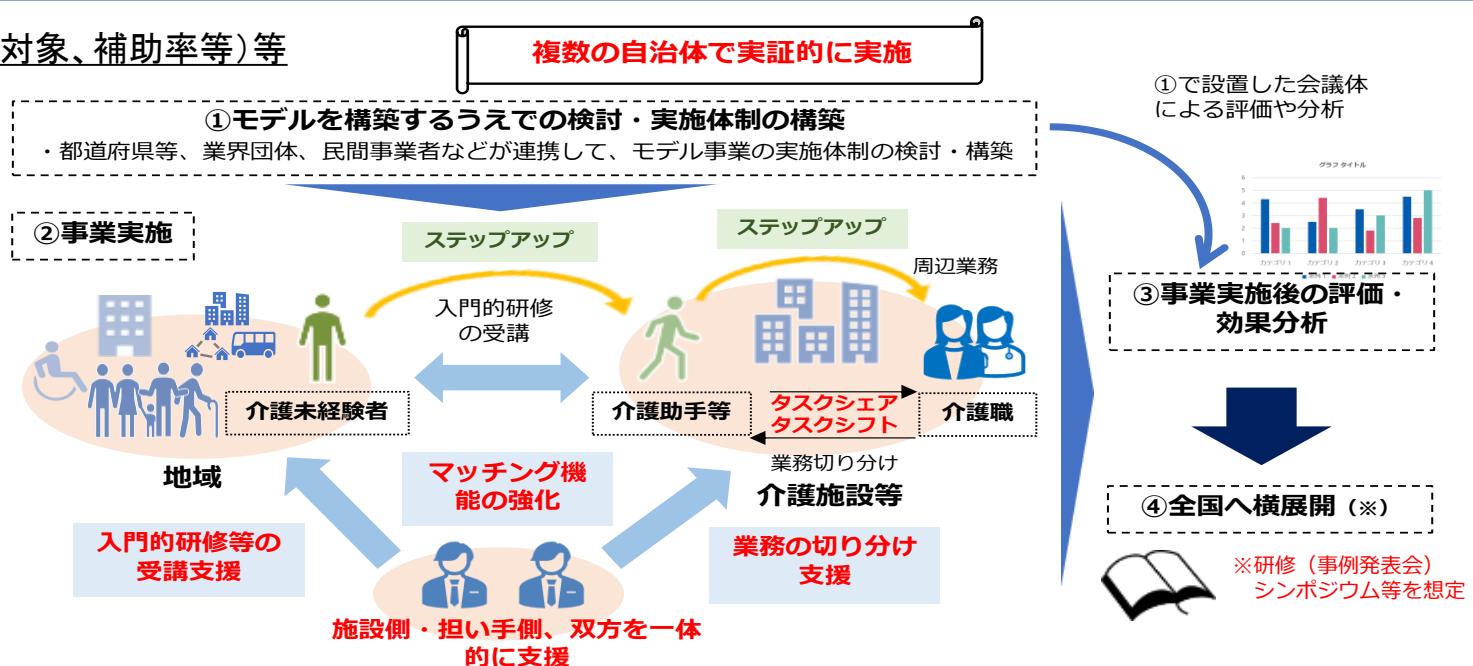
事業者側における業務切り分けや担い手となる未経験者と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、周辺業務に携わる未経験者に対する入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につなげるモデル事業を実施し、その効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】
都道府県・市区町村



【補助率】
定額



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、多様な介護未経験者の介護現場への接点が増加し介護人材のすそ野が拡大されるとともに、介護職へつなげる手法が普及されることにより、介護人材確保の推進が図られる。

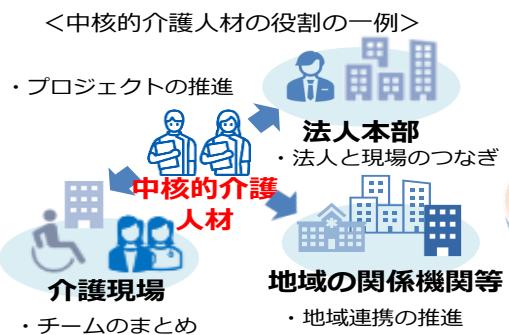
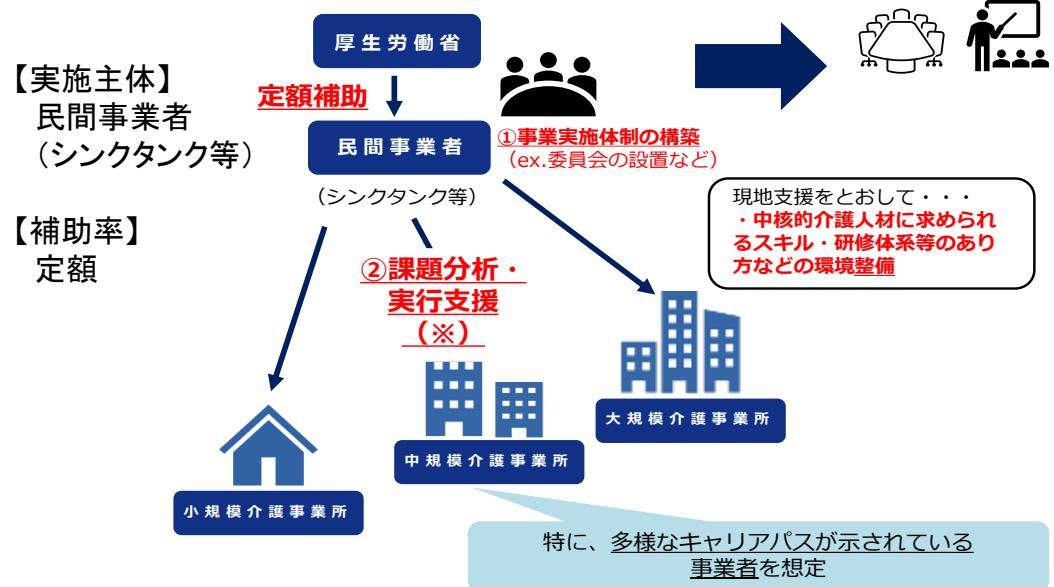
① 施策の目的

多様なキャリアの選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにしていく「山脈型キャリアモデル」の普及を進めているが、介護人材の定着・確保をに向けたキャリアアップを図る上で、法人と介護現場の間をとりもつことや、現場におけるチームリーダーや経験が浅い者への研修を行う等といった、中核的な役割を担う人材の育成についても検討し、介護人材の離職防止・定着促進を図る。

③ 施策の概要

多様なキャリアパスが示されている事業者を対象に、民間事業者の課題分析・実行支援を通じて、中核的介護人材として必要とされるスキルやそれに伴う研修などの育成支援のための環境整備をモデル的に実施し、普及促進を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



<中核的介護人材の役割の一例>
中核的人材に求められる役割として、例えば、介護チームのまとめ、法人本部と現場のつなぎ、プロジェクトの推進役、地域の関係機関との連携の推進役などが考えられる。

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

参考: 山脈型キャリアモデル



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、中核的介護人材の育成が促進されることにより、介護人材の離職防止・定着促進が図られる。

施策名：介護技能評価試験等実施事業

令和7年度補正予算額 1.5億円

① 施策の目的

新たに日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材の増加に対応するため、介護技能評価試験等の重点試験地域を選定のうえ、試験を実施し、効率的な試験体制の検討を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

② 対策の柱との関係

I			II					III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	
○										

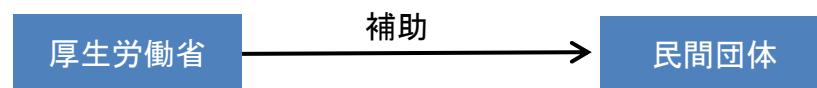
③ 施策の概要

介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制を確保する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体

【補 助 率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

介護技能評価試験試験を実施し、効率的な試験実施体制を構築することにより、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

① 施策の目的

在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための定着支援を推進するため、外国人介護人材の資格取得に向けた学習支援のノウハウを展開し、介護現場の指導環境の整備を行うことで外国人介護人材の資格取得の促進を図る。

また、令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスへの従事が可能となったことから、外国人介護人材の受入れに積極的な事業所のサービス提供責任者等の指導者に対して伴走支援を行いつつ、小規模事業所も含めた事業所への円滑な受入を促進するとともに、受入後も外国人介護人材に長く働いてもらうための定着支援へ繋げる。

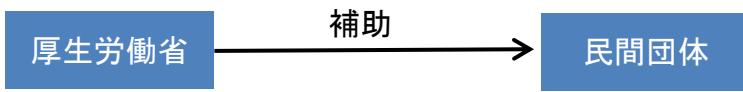
③ 施策の概要

外国人介護人材が従事する施設の教育担当者向けの手引きの開発など、介護現場における適切な指導体制、指導プログラム等を体系的に整理することで、外国人介護人材の資格取得に向けた支援のノウハウを広く展開し、介護現場での指導環境の整備を行う。

さらに、外国人介護人材が訪問系サービスに従事するにあたって、受入れに積極的な訪問系事業所の指導者を対象にした伴走支援等を行い、受入後の具体的な取組を可視化し、課題や好事例を抽出。訪問系サービス事業所の指導者向けガイドラインの作成を通じて、現場の指導員の負担軽減に資する支援を行うとともに、外国人介護人材の円滑な受入・定着を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体



【補 助 率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化や訪問系サービス事業所に対する支援を実施することで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

施策名：外国人介護人材受入・定着支援等事業

令和7年度補正予算額 1.2億円

① 施策の目的

主に南アジアを中心とした情報発信と、自治体等と送出国との連携に向けた伴走支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

また、令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事を可能となったが、遵守事項の確認や相談窓口の設置から相談事項に係る解決に至るまでの伴走型支援まで実施するため、訪問系サービスへの外国人材の受け入れ数の増加を見込み、相談窓口および巡回訪問体制の強化を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

(1) 情報発信

- ・ 主に南アジア諸国や各国地方部において継続的に説明会等を実施して情報発信を行い、日本の介護の認知度向上を図る。
- ・ 海外での情報発信のノウハウ等を活用し、自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。

(2) 相談支援の実施

- ・ 訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認、相談内容の分析も含めた相談窓口の体制強化のため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

(3) 巡回訪問等の実施

- ・ 訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体



【補 助 率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

送出国における、日本での介護労働の認知度の向上等につながる情報発信や訪問系サービス事業所に対する支援体制を確保することで、外国人介護人材と国民が必要な介護サービスを安心して受けられるような環境を整備する。

施策名:外国人介護人材獲得強化事業

令和7年度補正予算額 2.3億円

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
 - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
 - 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
 - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
 - 外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要な宣材ツールの作成等を行う。
 - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
 - 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
 - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受け入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県



【補 助 率】 国2/3、都道府県1/3

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、介護事業者の支援や外国人介護人材に係るセンターの活用により、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

施策名：外国人介護人材定着促進事業

令和7年度補正予算額 1.2億円

① 施策の目的

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、訪問先の利用者の居宅において緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点で「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項として定めている。

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援や記録作業の負担軽減、不測の事態への対応として、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や環境整備に係る経費を補助し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

○ 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】都道府県

【補 助 率】国1/2、都道府県1/4、受入事業所等1/4



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

施策名：社会福祉法人の連携・協働の推進

令和7年度補正予算額 71百万円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2871)

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、法人間の連携・協働を促進する必要がある。地域の福祉ニーズへ応えられるよう、都道府県又は市町村が主体となって行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

(1)都道府県又は市町村が主体となり、福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的とした関係者会議の開催に係る経費

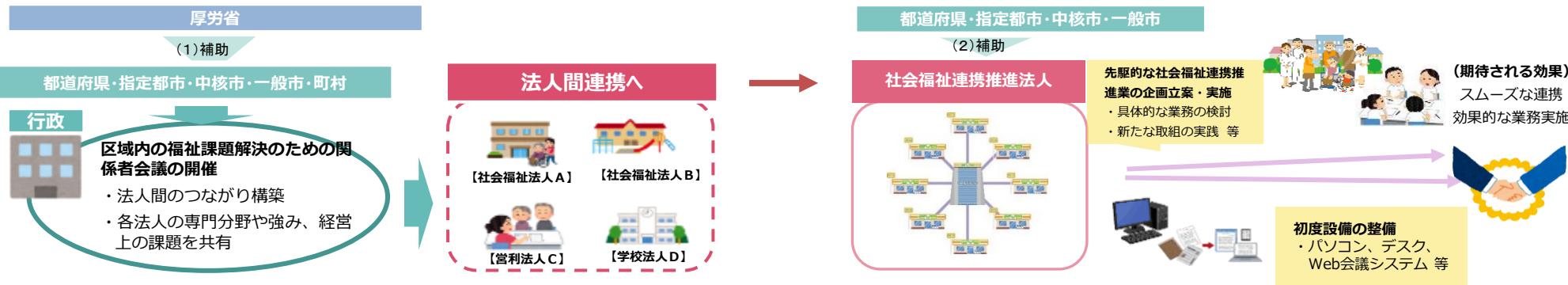
都道府県又は市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討する会議を開催し、対応策の検討を通じた社会福祉法人等の法人間のつながりの構築を支援する。

(2)社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施や地域のニーズ調査等により先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 補助スキーム:国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村
- 補助率:定額



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包括的な地域共生社会を実現する。

【〇福祉医療機構による優遇融資の実施、社会福祉法人の連携・協働の推進】

※医療・介護等支援パッケージ

施策名：福祉医療機構による優遇融資への支援

令和7年度補正予算額 105億円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2862、2866)

① 施策の目的

物価高騰の影響を受けた福祉施設等の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の優遇融資を行う(独)福祉医療機構の体制を整備する。

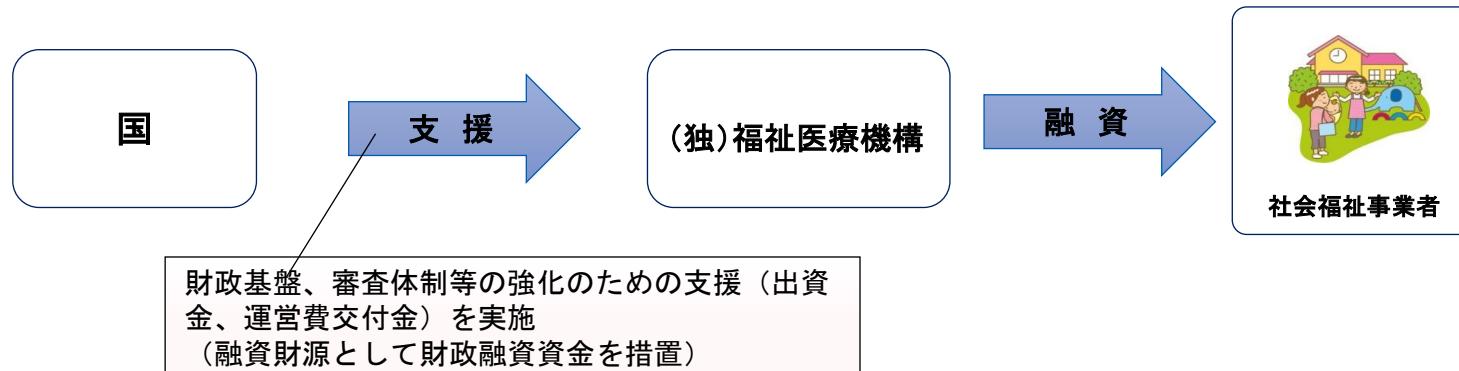
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

優遇融資を実施する(独)福祉医療機構に対して、速やかな貸付の実行や適切な債権管理を行うための機構の財政基盤及び審査体制等の強化を図るための支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

物価高騰の影響を受けた福祉施設等が事業を継続できるよう資金繰り支援を行うことにより、地域の福祉サービスの安定的な提供体制を確保する。

施策名: 福祉医療機構における介護施設等の経営サポート事業の体制強化

令和7年度補正予算額 47百万円

① 施策の目的

介護施設等が抱える課題の解決や取組の推進に向けて、都道府県が主体となって設置する経営支援に係る相談窓口との連携に向けた支援体制の強化を図る。

② 対策の柱との関係

I	II					III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
		○							

③ 施策の概要

都道府県が主体となり実施する介護事業者等の経営支援を行う際、支援を行う機関の一つである(独)福祉医療機構が速やかに経営支援(書面による「経営診断」、機構職員が法人等に出向く「�営分析プログラム」等)を行えるよう機構(経営サポートセンター)の体制強化を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

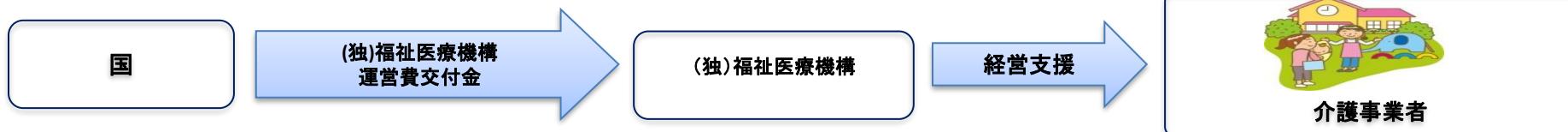
【事業実施主体】

独立行政法人福祉医療機構

【補助率】

10／10

【補助の流れ】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

福祉医療機構の経営サポートを通じて、経営課題の見える化及び具体的な改善支援を通じて経営力の向上を図ることにより、介護サービスの安定的な提供体制の確保が期待される。

【○災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

令和7年度補正予算額 166億円

施策名: 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく耐震化等(医療施設等、社会福祉施設等)

① 施策の目的

「第1次国土強靭化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)等を踏まえ、災害時において適切な医療提供体制を維持するとともに、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

医療施設等、社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等及び医療コンテナの活用促進の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	医療施設等	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関
実施主体	病院等	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村	独立行政法人国立病院機構
補助率	国1／2、事業者1／2 国1／3、事業者2／3	国1／2、都道府県・政令 指定都市・中核市1／4、 設置者1／4	定額 又は 国1／2、自治体1／4、事業 者1／4	国1／2、政令指定都市・ 中核市1／2 又は 国1／2、府県1／4、市 町村1／4	国 10／10
補助対象となる事業	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③給水設備整備 ④医療コンテナ活用促進	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化 ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備 ③水害対策強化(※) ④非常用自家発電設備整備	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備	①耐震化整備

※老朽化したエレベーターの更新等含む。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療施設等、社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靭化を推進する。

IV 災害時における福祉支援

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

令和8年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 2.9億円 (2.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 2.0億円・・・P93を参照

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年通常国会において、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行されたことを受けて、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、都道府県における研修の実施を通じたDWATチーム員の養成や、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 基本事業（取組例）

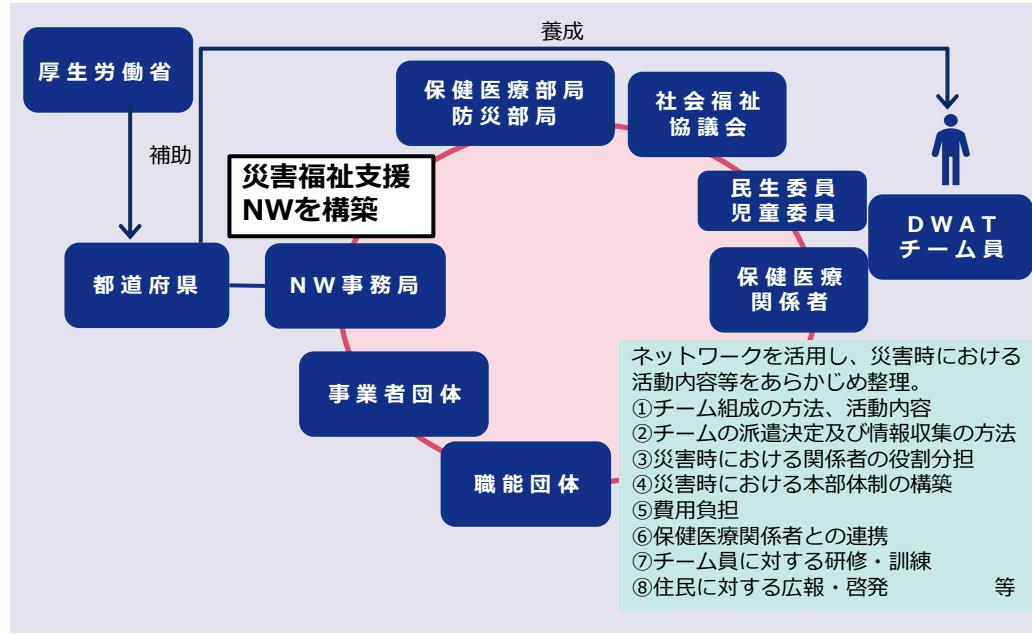
- ・ ネットワーク事務局の運営
- ・ DWATチーム員の養成
- ・ 災害時の支援体制の検討・構築
- ・ 他都道府県との情報交換 等

(2) 連携体制充実事業（取組例）

- ・ 保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築
- ・ 受援体制の検討・構築
- ・ 市町村のネットワークの参画と連携体制の検討・構築
- ・ 住まいや司法等の民間の生活再建関係者やNPO等ボランティア団体のコーディネートを行う災害中間支援組織との連携の強化、訓練の実施【拡充】 等

(3) 災害対応力向上事業（取組例）

- ・ 災害福祉支援コーディネーターの配置 等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：定額

令和8年度当初予算案 保健福祉調査委託費 35百万円 (18百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時に要配慮者から求められる福祉的ニーズや支援に対応するため、各都道府県においては、平時から必要な支援体制を確保するための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「DWAT（災害派遣福祉チーム）」の配置を進めており、令和5年度には全ての都道府県が配置し、令和6年能登半島地震において派遣された。
- 令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATリーダーを養成する全国研修、災害時は都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置しているが、災害救助法の改正に伴うDWATの活動範囲拡大や能登半島地震の対応において指摘のあった様々な課題に対応するため、中央センターの機能を強化し、災害対応の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

<平時>

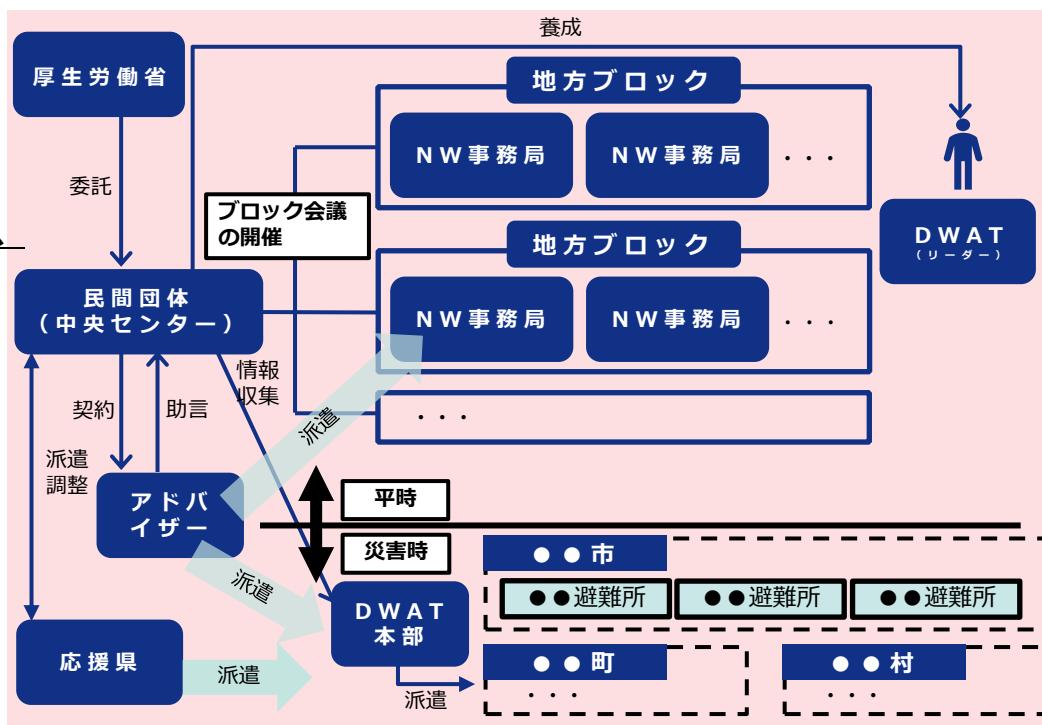
- (1) 広域的な連携体制の構築支援
 - ・ ブロック会議の開催
 - ・ 災害時の福祉的支援に知見のあるアドバイザーを確保し、各都道府県の災害福祉支援ネットワークの運営や体制強化、中央センターの効果的な運営に対する支援【拡充】
 - ・ アドバイザーの派遣等に伴う中央センターの体制強化【拡充】

等

- (2) 全国研修の実施
 - ・ DWAT研修の実施、カリキュラム等作成

<災害時>

- (3) 災害時の被災地支援
 - ・ 被災地のDWAT活動状況の情報収集
 - ・ DWAT等の広域的な派遣調整
 - ・ アドバイザーの派遣によるDWATの派遣調整に対する助言や被災状況の確認等を通じた被災地支援【拡充】



災害ボランティアセンター等機能強化事業

社会・援護局地域福祉課
(内線2219)

令和8年度当初予算案 1億円（1億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 本事業では、災害時において社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）による都道府県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）への研修及び多様な関係機関との関係作り等の機能強化、市町村社協による市町村内における研修・実地訓練を実施するなど、都道府県社協・市町村社協の体制強化や被災地支援に関わる様々な関係者との連携を推進している。
- 今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、市町村社協のDX活用の推進・定着に資する取組を行う都道府県社協に対して支援を行うことで、災害時に災害ボランティアセンターがDXを活用できる万全の体制の構築を図る。
(課題)
 - 災害時に収集した情報の管理・共有が各災害ボランティアセンターにおいて標準化されておらず、個々に管理運用されている。南海トラフのような広域災害の場合、ボランティアがどこにアクセスすべきか、誰が管理するのか、情報をどのように共有していくのかが課題。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

令和5年度～

1 事業内容 【(実施主体) 都道府県社協・市町村社協、(補助率) 1／2】

- (都道府県社協)
- 市町村社協への災害VC研修・指導
 - 被災市町村災害VC立ち上げ支援
 - 県内の自治体、社福法人やNPO法人を始めとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等、平時から、都道府県社協の調整機能を強化する取組
- (市町村社協)
- 災害VC設置運営にかかる実地訓練等の実施



2 国庫補助基準 ① 都道府県社協に対して都道府県が補助を行う場合 ② 市町村社協に対して市町村が補助を行う場合

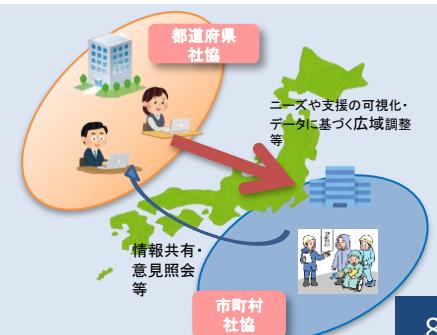
1 都道府県 5,000千円+400千円
人口規模に応じ 500～5,000千円

令和8年度～

1 事業内容 【(実施主体) 都道府県社協 (補助率) 1／2】

- (都道府県社協)
- 上記に加え、いざ災害時において、関係機関（都道府県社協、行政、NPO等）での情報共有、連携・協働、業務の効率化を図るために、平時から都道府県社協が行う市町村社協のDX活用を促進・定着させる取組を行う場合（市町村社協に対するICT研修、都道府県社協が管理運用しているシステムについて市社協と共有するための市社協のアカウント費など）、一定の加算を行う。

2 国庫補助基準 1都道府県 +2,500千円

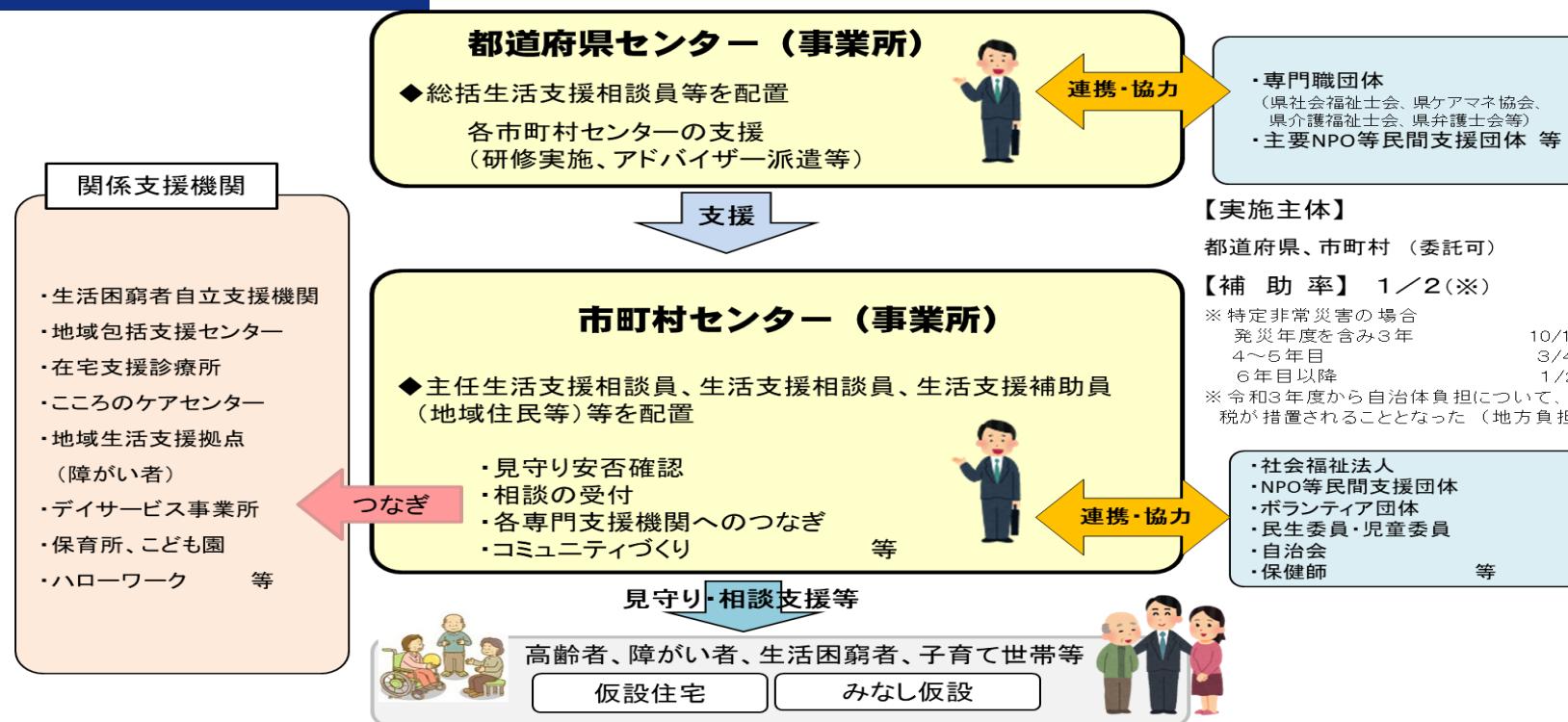


令和8年度当初予算案 5. 0億円（8. 2億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。
 - 特に、令和6年能登半島地震における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図ることにより、被災者への伴走支援を充実させる。
- (令和6年度時点で事業を実施している災害: 令和2年7月豪雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年度台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨、令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨)

2 事業の概要・スキーム



被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

令和8年度当初予算案 1.4億円 (1.4億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体:福島県が適当と認める団体 補助率:10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1)相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2)避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3)相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4)相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)

※2年間従事した場合は全額返済免除

- (2)就職準備金 $\cdot 30\text{万円} + \text{①} + \text{②}$ (1年間従事した場合全額返済免除)
 $\cdot 50\text{万円} + \text{①} + \text{②}$ (2年間従事した場合全額返済免除)

①世帯赴任加算

- ・家族と赴任する場合 … 12.5万円 + (世帯員数 - 1) × 5万円
- ・単身赴任の場合 … 20万円

②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)

- ・20万円を上限(実費の範囲内)

- (3)教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)

※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間
継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除

- (4)支援金 20万円を上限

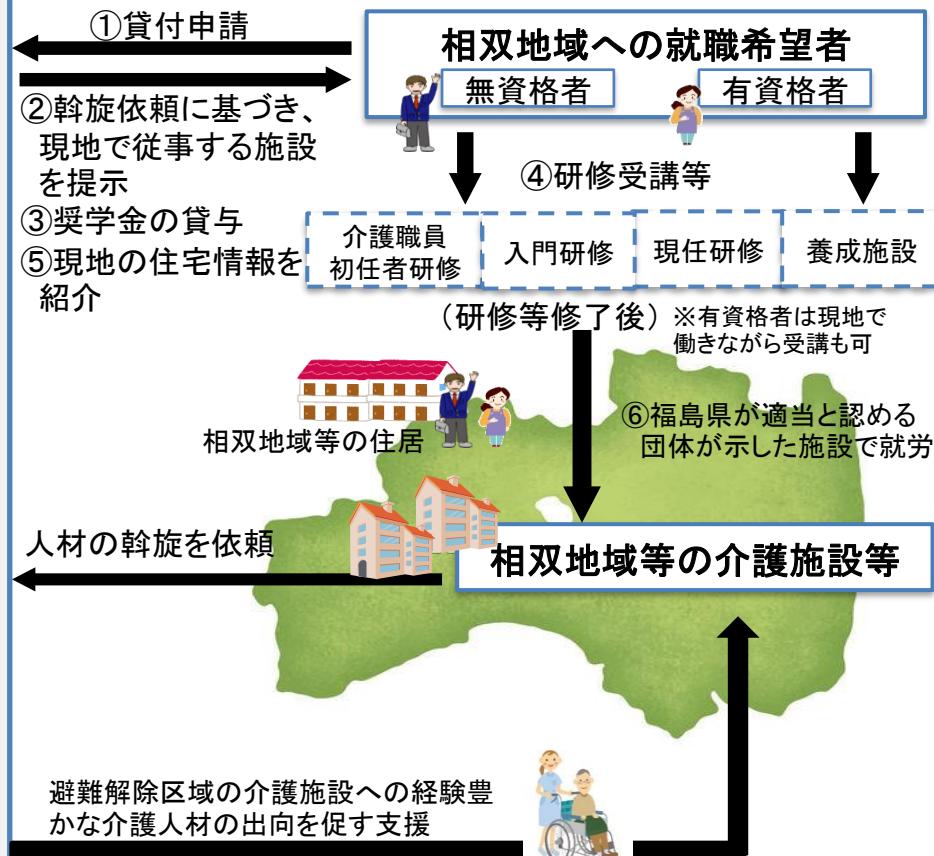
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与
差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



(参考)令和7年度補正予算

① 施策の目的

能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年7月に、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行され、DWATの活動範囲についても在宅・車中泊避難者等へ拡大していることから、DWATの養成の更なる促進を図るとともに、地域共生社会の実現に向けて平時から災害時の支援体制の構築・強化を図る。

② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
						○			

③ 施策の概要

- ・災害時に初動から対応可能なDWATの養成や、DWATが被災地で要配慮者からの理解を得て円滑に活動するため、地域住民や教育機関、社会福祉施設等に対する普及・啓発等を重点的に実施する。
- ・要配慮者に対し必要な支援を円滑に届けるとともに、保健医療活動チームとの連携強化のための合同研修等を実施する。
- ・都道府県間の連携により、被災県だけでなくより広域的な支援を円滑に実施可能となるよう、都道府県ブロックでの訓練の実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補 助 率】 定額

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

初動対応可能なDWATの養成や、DWATの普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。

① 施策の目的

災害時に避難所や在宅等で要配慮者に対し支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員について、全国的な登録管理や派遣調整を可能とするシステムを構築する。

② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
								○	

③ 施策の概要

令和7年7月に施行された改正災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、DWATによる支援対象も拡大している。被災地で活動するDWATの増加も見込まれる中、DWATチーム員の登録や情報の更新を行い、また、災害時には登録されたチーム員の派遣調整も行うことが可能となる全国共通のシステムを構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

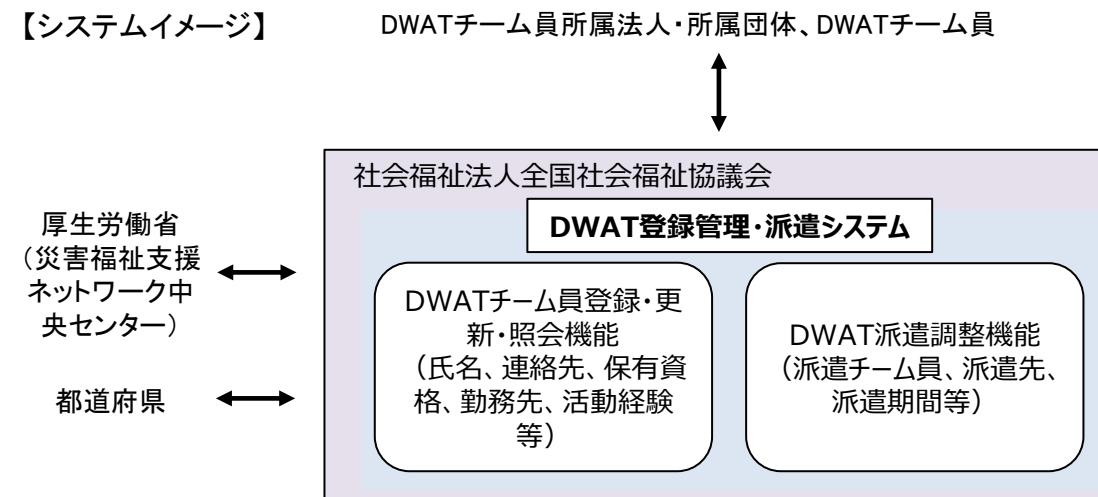
【実施主体】 社会福祉法人全国社会福祉協議会

【補 助 率】 定額

【補助金の流れ】



【システムイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災地で活動するDWATの増加が見込まれる中、効率的にDWATの派遣調整を行うことができ、要配慮者にとって必要な支援を速やかに実施することにつながり、災害福祉支援の強化が図られる。

施策名:被災者見守り・相談支援等緊急事業

① 施策の目的

・被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることがある。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。特に、令和6年能登半島地震・豪雨における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図ることにより、被災者への伴走支援を充実させる。

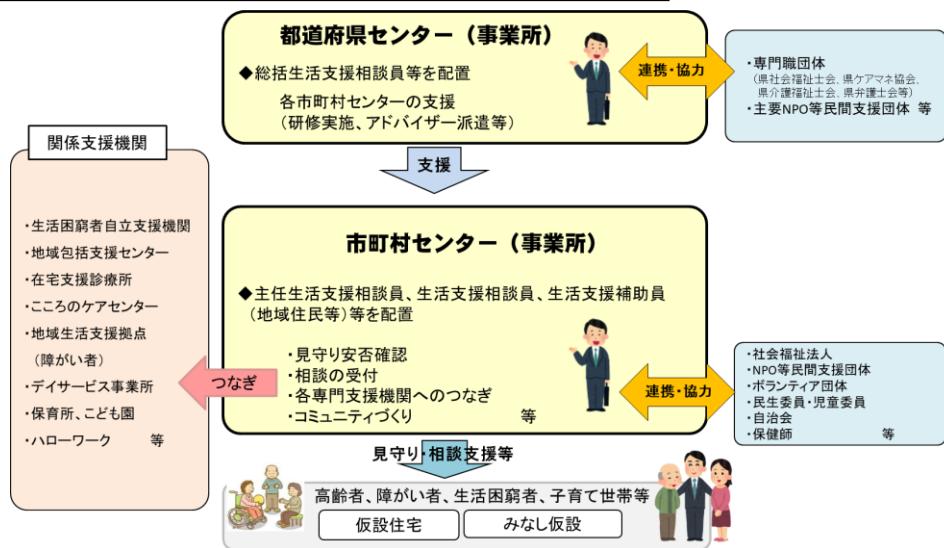
② 対策の柱との関係

I				II				III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2		
										○	

③ 施策の概要

・令和6年能登半島地震・豪雨における被災者について、被災前とは大きく異なった環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被災した自治体が孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【事業実施要件】

本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

【実施主体】

都道府県及び市区町村

(令和6年能登半島地震・豪雨で被災した自治体に限る。)

【補助率】

10／10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・被災者が被災前とは異なった環境で安心した日常生活を営むことができるようになる。

令和7年度補正予算額 61億円

施策名：能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援（地域福祉推進支援臨時特例交付金）

① 施策の目的

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯の復旧・復興を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2	
								○		

③ 施策の概要

高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

> 被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付

【支援対象】能登地域6市町において、①家財等（自家用車含む）の滅失、②住宅半壊以上の被災をした、

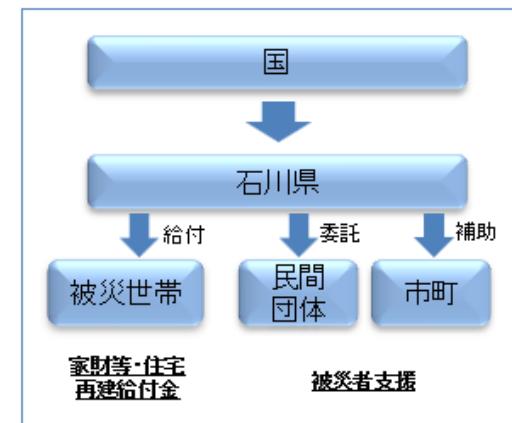
- ・ 高齢者・障害者のいる世帯
- ・ 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯（以下の類型に該当する世帯）

i 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯（含む災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯）、ii 能登半島地震の影響を受けて家計が急変し i の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）、iii 児童扶養手当の受給世帯、iv 能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した者がいる世帯、v 一定のローン残高がある世帯、vi その他の類似の事情があると認められた世帯

> 地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援

※ 被災者の生活再建に向けた訪問・個別継続的な伴走支援など

【実施主体】石川県 （補助率）4／5



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

能登半島地震において住宅に被害を被った被災者世帯への支援を進める。